

清川村国民保護計画 (案)

令和6年 月改定
清川村

目 次

第1編	総論	1
第1章	村の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	村の責務及び村国民保護計画の位置づけ	1
2	村国民保護計画の構成	1
3	村国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の大綱等	4
1	関係機関の事務又は業務の大綱	4
第4章	村の地理的、社会的特徴	9
第5章	村国民保護計画が対象とする事態	11
1	武力攻撃事態等	11
2	緊急処理事態	12
第2編	平素からの備えや予防	13
第1章	組織・体制の整備等	13
第1	村における組織・体制の整備	13
1	村の各課局等における平素の業務	13
2	村職員の参集基準等	16
3	消防機関の体制	18
第2	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	県との連携	19
3	近接市町との連携	19
4	指定公共機関等との連携	19
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3	通信の確保	20
第4	情報収集・提供等の体制整備	21
1	基本的考え方	21
2	警報等の伝達に必要な準備	22
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	22
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	23
第5	国民の権利利益の救済に係る体制整備	24
1	国民の権利利益の迅速な救済	24
2	国民の権利利益に関する文書の保存	25

第6章	研修及び訓練	25
1	研修	25
2	訓練	26
第2章	避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	27
1	避難に関する基本的事項	27
2	避難行動を行う場所と避難場所	28
3	避難実施要領のパターンの作成	29
4	救援に関する基本的事項	29
5	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	29
6	避難施設の指定への協力	30
第3章	生活関連等施設の把握等	31
1	生活関連等施設の把握等	31
2	生活関連等施設の安全確保	31
3	村が管理する公共施設等における警戒	32
第4章	生活基盤の確保に関する平素からの備え	33
1	村が管理する施設及び施設の整備及び点検等	33
第5章	物資及び資材の備蓄、整備	34
1	村における備蓄	34
2	村が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
第6章	国民保護に関する啓発	35
1	国民保護措置に関する啓発	35
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	35
第3編	武力攻撃事態等への対処	36
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	36
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	36
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	37
第2章	村対策本部の設置等	38
1	村対策本部の設置	38
2	通信の確保	46
第3章	関係機関相互の連携	47
1	国・県の対策本部との連携	47
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	48
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	48
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48
6	村の行う応援等	49
7	ボランティア団体等に対する支援等	49
8	住民への協力要請	49

第4章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の伝達等	50
1	警報の内容の伝達等	50
2	警報の内容の伝達方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	51
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難を行う場所と避難場所	52
2	避難の指示の通知・伝達	52
3	避難実施要領の策定	53
4	避難住民の誘導	53
第5章	救援	56
1	救援の実施	57
2	救援の内容	57
3	医療活動を実施する際に特に留意すべき事項	60
4	救援の際の物資の売渡し要請等	61
5	関係機関との連携	62
第6章	安否情報の収集・提供	63
1	安否情報の収集	63
2	知事に対する報告	64
3	安否情報の照会に対する回答	64
4	日本赤十字社に対する協力	64
第7章	武力攻撃災害への対処	65
第1	武力攻撃災害への対処	65
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	65
2	武力攻撃災害の兆候の通報	65
第2	村の措置及び住民の行動	66
1	着上陸侵攻	66
2	ゲリラ・特殊部隊の攻撃	67
3	着弾ミサイル攻撃	67
4	航空攻撃	68
第3	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	68
1	武力攻撃原子力災害への対処	69
2	NBC攻撃による災害への対処	70
第4	応急措置等	72
1	退避の指示	72
2	警戒区域の設定	73
3	応急公用負担等	74
4	消防に関する措置等	74
第5	生活関連等施設における災害への対処等	76
1	生活関連等施設の安全確保	76
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	76

第8章	被災情報の収集及び報告	77
1	被災情報の収集及び報告	77
第9章	保健衛生の確保その他の措置	78
1	保健衛生の確保	78
2	廃棄物の処理	78
第10章	国民生活の安定に関する措置	79
1	生活関連物資等の価格安定	79
2	避難住民等の生活安定等	79
3	生活基盤等の確保	79
第11章	赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理	80
1	赤十字標章及び特殊標章等の意義	80
2	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標等	80
3	赤十字標章等の交付及び管理	81
4	特殊標章等の交付及び管理	81
5	赤十字標章及び特殊標章等に係る普及啓発	82
第4編	復旧等	83
第1章	応急の復旧	83
1	基本的考え方	83
2	公共的施設の応急の復旧	83
第2章	武力攻撃災害の復旧	84
1	国における法制整備等を踏まえた復旧の実施	84
2	村が管理する施設及び設備の復旧	84
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	85
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	85
2	損失補償及び損害補償	85
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	85
4	他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	85
第5編	緊急対処事態への対処	86
1	緊急対処事態	86
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	86

用語集

この計画で使用する用語等の意味は次のとおり。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成 16 年法律第 112 号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成 16 年政令第 275 号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会 及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成 17 年総務省令第 44 号)
第一追加議定書	1949 年 8 月 12 日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する 追加議定書(議定書 I)(平成 16 年条約第 12 号)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度 及び方法の基準(平成 16 年厚生労働省告示第 343 号)
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知

2 機関名等

用語	定義等
村緊急対処事態対策本部	清川村緊急対処事態対策本部 内閣総理大臣から緊急対処事態対策本部の設置について指定を受けたときに、 村長が設置するもの
村	清川村長及びその他の執行機関
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事 が設置するもの
村対策本部	清川村国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、村長 が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長(神奈川県知事)
村対策本部長	清川村国民保護対策本部長(清川村長)
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を 推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの

用語	定義等
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長(内閣総理大臣)
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

3 その他

用語	定義等
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
NBC	Nuclear (核)、Biological (生物)、Chemical (化学)の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質(生物を含む。)で政令で定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日、閣議決定) 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
緊急対処事態	武力攻撃の手段の準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することが必要なもの

用 語	定 義 等
緊急対処保護措置	<p>緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置(緊急処理事態対処方針が廃止された後にこれらの者が法律に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。)</p> <p>【緊急処理事態対処方針】 緊急処理事態に至ったときに、政府が定める緊急処理事態に関する対処方針</p>
緊急通報	<p>武力攻撃災害緊急通報</p> <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力 攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が 発令するもの</p>
緊急物質	<p>避難住民等の救援に必要な物質及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材</p>
県国民保護計画	<p>国民保護法第 34 条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画</p>
国民保護措置	<p>国民の保護のための措置</p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第 22 条第 1 号に掲げる措置(同号へに掲げる措置にあつては、対処 基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。)</p> <p>【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針</p>
村国民保護計画	<p>国民保護法第 35 条に基づき清川村が作成する国民の保護に関する計画</p>
生活関連等施設	<p>① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの(発電所、駅、空港等)</p> <p>② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設(ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所)として、国民保護法施行令第 27 条に規定する施設</p>
ダーティボム	<p>放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾</p>
村地域防災計画	<p>災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策について定めた計画</p>
特定物質	<p>救援の実施に必要な物質であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの</p>

用 語	定 義 等
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	<p>武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <p>【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国へ武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの</p>
武力攻撃事態等	<p>武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの</p>
防災	<p>国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為</p> <p>災害対策基本法等に基づく対策等</p>

第1編 総論

第1章 村の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生し、又はそのおそれがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。そのため、村は次のとおりその責務を明らかにし、村の国民の保護に関する計画を作成する。

1 村の責務及び村国民保護計画の位置づけ

(1) 村の責務

村(村長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下、「武力攻撃事態等」という。)並びに緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。)及び神奈川県国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、村の国民の保護に関する計画(以下「村国民保護計画」という。)に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)、緊急対処事態における国民保護措置に準じた措置(以下「緊急対処保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、村域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 村国民保護計画の作成

村は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、村国民保護計画を作成する。

(3) 村国民保護計画に定める事項

村国民保護計画においては、村域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、村が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 村国民保護計画の構成

村国民保護計画は、次の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態における対処

なお、資料編を別冊として編集する。資料編に掲載する資料は、随時、情報を更新する。

3 村国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 村国民保護計画の見直し

村国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証 結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。村国民保護計画の見直しに当たっては、村国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 村国民保護計画の変更手続

村国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、村国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、村議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、村国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、次のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

村は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

村は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

村は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

村は、国、県、近接市町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

村は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力を行うよう努めるものとする。

また、村は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

(6) 高齢者、障がい者等要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

村は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する要配慮者の保護について留意する。

また、村は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

村は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

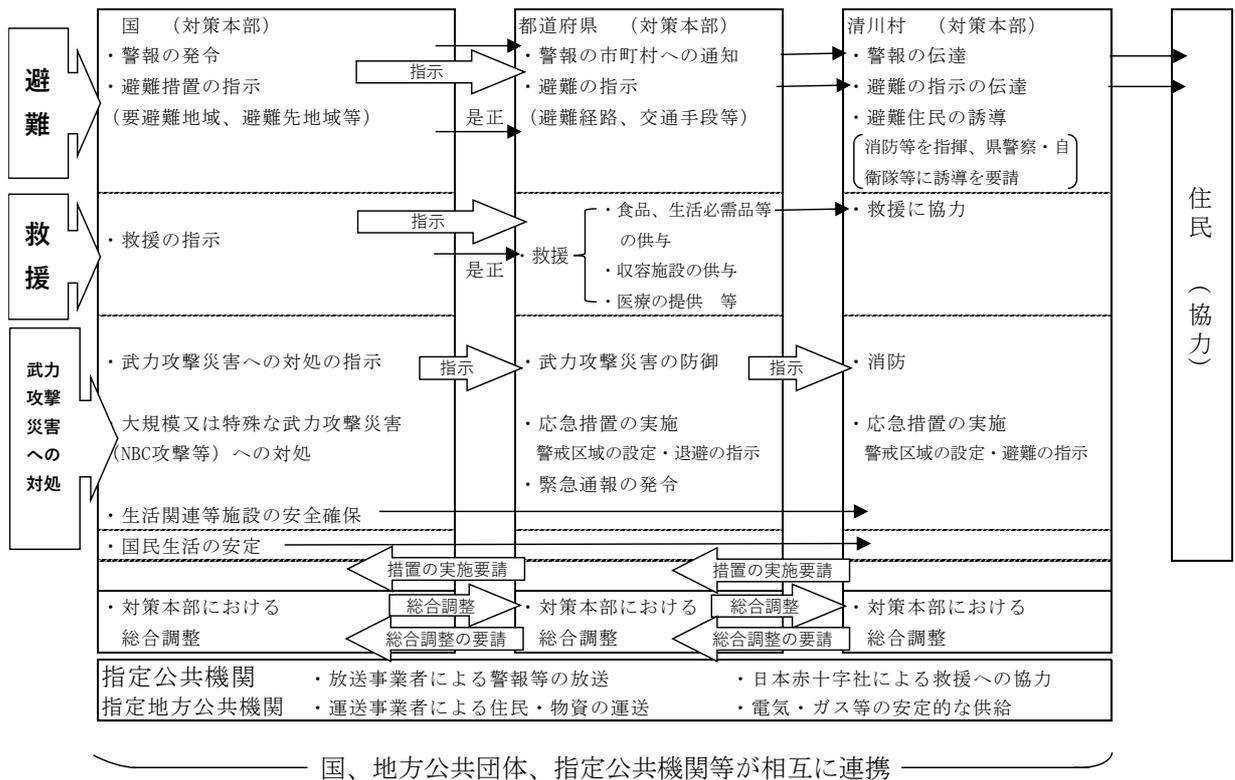
村は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

村、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関等は、次に掲げる事務又は業務その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

また、村は、国民保護計画に当たり、関係機関と円滑に連携できるように国民保護措置の実施主体である国・県・指定公共機関・指定地方公共機関の事務又は業務について、あらかじめ把握する。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 村、村議会及び厚木市消防本部等

① 村

- ア 村国民保護計画の作成
- イ 村国民保護協議会の設置、運営
- ウ 村国民保護対策本部及び村緊急処理事態対策本部の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- カ 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実

施

- キ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ク 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ケ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

② 村議会

- ア 議員による各種情報収集及び村国民保護対策本部・村緊急対処事態対策本部への提供
- イ 被災情報等の議員及び村との情報共有
- ウ 国や県などへの要望活動

③ 厚木市消防本部

- ア 警報の伝達、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- イ 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供に関する措置の実施
- ウ 避難の指示、警戒区域の設定、消防、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

(2) 県

- ア 県国民保護計画の作成
- イ 県国民保護協議会の設置、運営
- ウ 県国民保護対策本部(以下「県対策本部」という。)及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- エ 組織の整備、訓練
- オ 警報の通知
- カ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- キ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ク 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ケ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- コ 交通規制の実施
- サ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

(3) 指定地方行政機関

① 警察庁関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- イ 他管区警察局との連携
- ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- エ 警察通信の確保及び統制

② 総務省関東総合通信局

- ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
- イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること

- ウ 非常事態における重要通信の確保
- エ 非常通信協議会の指導育成
- ③ 財務省関東財務局(横浜財務事務所)
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- ④ 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- ⑤ 厚生労働省関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- ⑥ 厚生労働省神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- ⑦ 農林水産省関東農政局(神奈川県拠点)
 - ア 武力攻撃災害時における応急用食料の調達・供給に関する事務
 - イ 農業関連施設の応急復旧
- ⑧ 林野庁関東森林管理局(東京神奈川森林管理署)
 - 武力攻撃災害復旧用材(国有林材)の供給
- ⑨ 経済産業省関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- ⑩ 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策
- ⑪ 国土交通省関東地方整備局(相模川水系広域ダム管理事務所、横浜国道事務所)
 - 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
- ⑫ 国土交通省関東運輸局(神奈川運輸支局)
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- ⑬ 国土交通省東京航空局(東京空港事務所)
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- ⑭ 国土交通省東京航空交通管制部

航空機の安全確保に係る管制上の措置

- ⑮ 気象庁東京管区气象台(横浜地方气象台)
気象状況の把握及び情報の提供
- ⑯ 海上保安庁第三管区海上保安本部(横浜海上保安部、湘南海上保安部)
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
- ⑰ 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
 - ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置
- ⑱ 防衛省南関東防衛局(座間防衛事務所)
 - ア 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整
- (4) 自衛隊
武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
- (5) 指定公共機関
 - ① 日本赤十字社(神奈川県支部)
 - ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
 - ② 電気事業者(東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
 - ③ バス事業者(神奈川中央交通(株))
避難住民の移送の確保
 - ④ 鉄道事業者(小田急電鉄(株))
 - ア 避難住民の移送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - ⑤ トラック事業者(佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株))
緊急物資の輸送の確保
 - ⑥ 電気通信事業者(東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、~~楽天モバイル(株)~~)
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力

イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い

ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

- ⑦ 放送事業者（日本放送協会横浜放送局、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送)

警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

- ⑧ 日本銀行

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

- ⑨ 日本郵便(株)（南関東支社）

郵便物の送達の確保

- (6) 指定地方公共機関等

- ① (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会

ア 医療助産等救護活動の実施

イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

- ② 電力供給機関

ア 電力供給施設の設備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

ウ 被災施設の応急復旧

- ③ ガス供給級機関（(公社)神奈川県LPガス協会）

ア ガス供給施設の設備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

ウ 被災施設の応急復旧

- ④ 自動車運送機関（一般社団法人神奈川県バス協会、一般社団法人神奈川県トラック協会、一般社団法人神奈川県タクシー協会）

避難住民の移送の確保及び緊急物資の運送の確保

- ⑤ 放送事業者（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）

警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送

第4章 村の地理的、社会的特徴

村は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき村の地理的、社会的特徴等は次のとおりである。

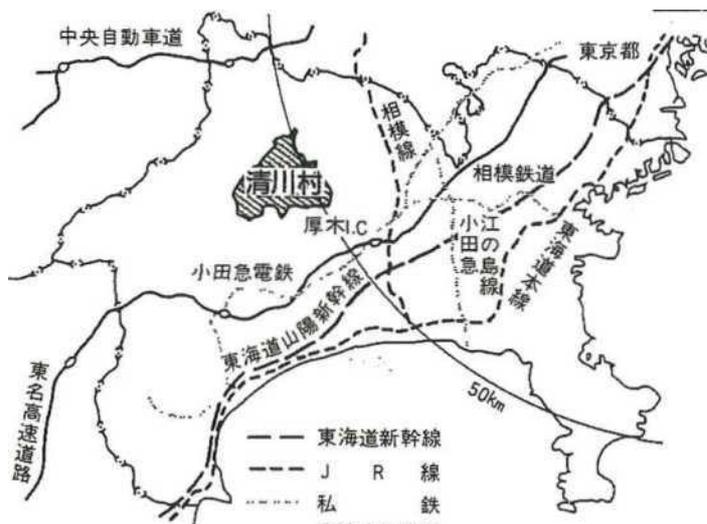
(1) 地形

村は、神奈川県西北部の東丹沢山麓に位置し、東は厚木市、北東は愛川町、北は相模原市津久井町、西は山北町、南は秦野市及び厚木市七沢地区を経て伊勢原市に接している。面積は71.24 km²で、89%が山林で占められている。地形の特徴としては、標高100～1,567mにわたり、丹沢山を中心とした1,000m級山塊ブロック、三峰山を中心とした800m級山塊ブロック、仏果山・経ヶ岳を中心とした700m級山塊ブロックに大別できる。また、村の北部にはダム湖である宮ヶ瀬湖（湛水面積4.6 km²）が存在する。



位* (役場)

東経 139°16'7" 面積 71.291 km²
北緯 35.28'3" 東西 12.61 km²
海拔 151.58m 南北 9.01 km²



清川村位置図

(2) 気候

令和2年から令和4年において、年平均気温は15.0～15.2℃、年降水量は1,677～2,274 mmである。村は山間部のため、年間降水量が県内の平地部より多くなっている。

(3) 人口分布

本村の住民基本台帳法に基づく登録人口及び外国人登録人口は、令和6年2月末現在、併せて2,757人(男1,411人、女1,346人)で平成2年をピークに毎年微減している状況である。このう

ち、外国人登録法に基づく登録人口は、64人である。

地区別人口は、令和6年2月末現在で、煤ヶ谷地区2,574人、宮ヶ瀬地区183人と煤ヶ谷地区が本村の総人口の93.4%を占めている。

(4) 道路の位置等

県道64号（伊勢原津久井）が村内を南北に縦貫し、東名高速道路や新東名高速道路、中央自動車道に連絡する広域的な幹線道路となっている。

また、主要地方道秦野清川線、一般県道宮ヶ瀬愛川線が宮ヶ瀬地区で、主要地方道厚木清川線が村南部の煤ヶ谷地区で伊勢原津久井線と接続し、これらの道路が村の道路網の骨格を形成している。

(5) ダム

本村には、主要なダムとして、相模川水系に宮ヶ瀬ダム（宮ヶ瀬湖）がある。宮ヶ瀬ダムの構造は、重力式コンクリートダムで総貯水量が約2億トンとほぼ芦ノ湖と同じ規模である。

(6) その他

平成28年度の厚木・清川消防広域化により厚木北消防署清川分署の整備を行った。

所在地 清川村煤ヶ谷 2126-1

配置人員 11人（分署長、消防小隊10人（5人×2部））

配置車両 高規格救急自動車1台、消防ポンプ自動車1台、資機材搬送車1台

また、村消防訓練場内に臨時ヘリポートが併設されている。

所在地 清川村煤ヶ谷 545-2

第5章 村国民保護計画が対象とする事態

村国民保護計画においては、次のとおり県国民保護計画において想定されている 武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等

村国民保護計画においては、緊急処理事態等として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

特徴

- ・船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

特徴

- ・突発的に被害が発生することもある。
- ・被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・NBC兵器やダーティボム(放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾)が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

特徴

- ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

特徴

- ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・都市部の主要な施設やライフライン(電気・ガス等の生活生命線)のインフラ(社会基盤)施設が目標となることも想定される。

2 緊急対処事態

村国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態のうち、本村に影響を及ぼす事態を対象とする。

なお、基本指針においては、次に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・水源地に対する毒素等の混入

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

- ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・弾道ミサイル等の飛来

③ 上記と併用し、対処機関(警察、消防、役場)へのサイバー攻撃

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 村における組織・体制の整備

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、次のとおり、各課局等の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 村の各課局等における平素の業務

村の各課局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【村の各課局等における平素の業務】

課等名	平素の業務
全課局に共通する事項	<ul style="list-style-type: none">・村対策本部等の整備に関する事・武力攻撃事態等の情報収集報告体制の整備に関する事・各所管施設の災害対応力の強化に関する事・国民保護措置についての訓練に関する事・国民保護措置の教育・研修に関する事・災害時援助協定の締結に関する事・避難住民の安否等相談体制整備への協力に関する事
総務課	<ul style="list-style-type: none">・国民保護に関する業務の総括・村国民保護協議会の運営・村国民保護対策本部の設置及び運営・避難実施要領の策定・住民の避難誘導・物資及び資材の備蓄等・国民保護措置についての訓練・安否情報の収集体制の整備・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達・避難施設の運営体制の整備・特殊標章等の交付等・武力攻撃災害への対処(救急・救助を含む。)・職員の動員・各部との連絡・各部からの被災報告のとりまとめ・県及び関係機関との連絡調整・自衛隊の出動要請

課等名	平素の業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎施設の安全点検及び保全 ・車両の調達、配車 ・被災時の交通安全対策、防犯対策 ・被災職員の対応 ・被災時における職員の食糧、その他の給付 ・生活関連等施設に関すること ・建築物等応急危険度判定
政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの電話相談対応 ・写真等による被災記録 ・管内の電気及び通信施設の状況把握 ・被災広報 ・報道機関との連絡調整 ・被災時の緊急支払・被災活動の出納 ・被災対策予算編成及び資金調達 ・村有財産の被災状況調査及び応急対策
税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相談窓口対応 ・被災に係る宅地建物の被害調査 ・義援金、寄付金品の受付、出納 ・村税の減免 ・被災死亡者の安置等 ・被災村民の調査 ・埋火葬等の許可 ・救援事務連絡 ・救援実務(収容施設、炊き出し等)
子育て健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療、助産等の支援 ・医師会、歯科医師会、その他関係機関との連絡調整 ・医薬品及び器材の供給体制の整備及び確保 ・日赤活動との連絡調整 ・主要食糧等の調達及び被災者に対する割当て ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備 ・保護を要する被災者 ・ボランティアの受付、配分 ・各種交付金の支払 ・災害地の防疫 ・福祉施設の被害調査及び応急修理 ・義援金品の保管、配分

課等名	平素の業務
環境上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の供給確保 ・他の水道事業者との連絡調整 ・村営水道施設の被害調査及び復旧 ・下水道の被害調査等 ・被災地の廃棄物処理、清掃 ・被災地の公害の監視及び処理
村づくり観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業関係被害状況調査 ・観光施設の被害調査及び応急修理 ・被災商工業者に対する融資 ・応急仮設住宅等の建設 ・開発指導に係る造成地区の被害調査及び災害応急復旧指導
建設農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策 ・道路、橋りょう等の被害調査 ・応急対策に必要な土木機械器具及び資機材等の調達 ・道路、橋りょう等の応急対策並びに災害復旧 ・水防資材の確保 ・河川危険箇所の調査 ・農林産物及び農業用施設の被害調査 ・農林道の応急修理及び復旧 ・農林地の被害調査 ・種苗、農林生産資材等のあつ旋及び融資
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会関係の連絡調整 ・その他各部の協力事項 ・その他各部に属さない事項 ・視察、見舞等主要来庁者の接遇
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の動員 ・避難所の開設及び運営の協力 ・教育施設の災害被害調査及び応急対策 ・学校その他教育機関との連絡調整 ・被災児童、生徒に対する保健対策 ・被災児童、生徒に対する学用品の給付、給食 ・災害時の応急教育 ・幼稚園、小中学校の防災計画 ・文化財保護 ・社会教育施設の災害応急対策及び被害調査

課等名	平素の業務
機能別消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火及び水防活動 ・ 人命救助及び救護活動 ・ 危険物等の措置 ・ 死者及び行方不明者の捜索 ・ 他に属さない消防
交通安全指導隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通危険箇所の調査に関すること ・ 道路の安全性向上に関すること ・ 武力攻撃事態等の情報収集体制の整備に関すること

2 村職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な動員体制の整備

ア 武力攻撃事態等対策連絡会議の構成等

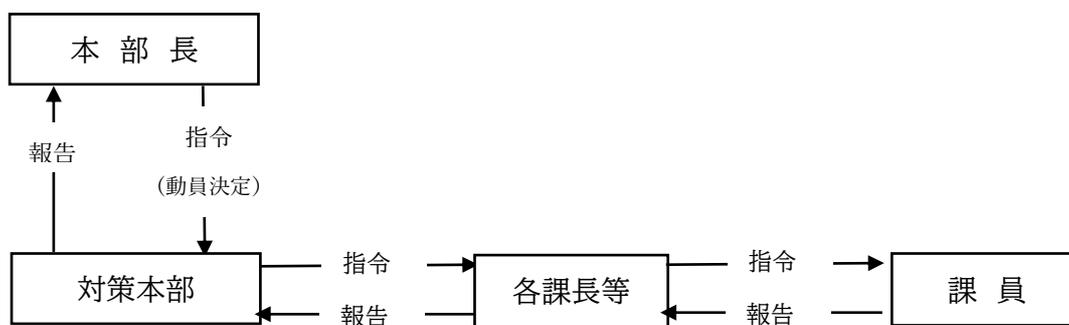
武力攻撃事態等対策連絡会議は、村長、副村長、教育長、参事及び課等長職で構成する。また、連絡会議の招集と同時に、村内各地のパトロール及び情報収集を実施し、村内での被害の有無を調査・確認する。

イ 職員の参集指令

職員の参集は、庁内放送等により実施する。勤務時間外には、各課局で作成した 動員名簿と職員連絡系統図により、電話、急使等のうち、直ちに行える方法を用いて実施する。

なお、村国民保護対策本部設置時の参集指令は、次の系統によるものとし、村長が出張等で不在のときは、副村長が村長の職務を代理する。

■ 参集指令系統



(2) 24 時間即応体制の確立

村は、武力攻撃等が発生した場合において、平日の夜間及び休日の昼夜間においても、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、厚木市消防本部との連携を図りつつ連絡体制の強化を行うなど、速やかに村長及び国民保護担当職員に連絡し、村の組織をあげて対応可能な体制を確保する。

(3) 村の体制及び職員の参集基準等

村は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、村長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

■職員参集基準

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	総務課職員が参集
②緊急事態連絡体制	原則として、村国民保護対策本部体制に準じて職員の動員を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
③村国民保護対策本部体制	全ての村職員が本庁に参集

■事態の状況に応じた初動体制の確立

事態の状況	体制の判断基準	体 制	
事態認定前	村の全課局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	村の全課局等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	
事態認定後	村国民保護対策本部設置の通知がない場合	村の全課局等での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		村の全課局等での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	村国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

村の幹部職員及び総務課担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。なお、国民保護担当職員については、連絡のない場合でも事態を察知したときは、直ちに自ら参集するものとする。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

村の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、村国民保護対策本部長である村長に事故があった場合の代替職員については、次のとおりとする。

■村対策本部長の代替職員

名称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
村 長	副村長	教育長	総括参事(総務課長)

(6) 職員の服務基準

村は、(3) ①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を別に定める。

(7) 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、村国民保護対策本部(以下「村対策本部」という。)を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について別に定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

村は、厚木市消防本部からの情報を受け厚木市消防本部及び厚木市北消防署清川分署における初動体制を把握するとともに緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を確立する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

村は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・強化を図る。

また、村は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、村は、厚木市消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第2 関係機関との連携体制の整備

村は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、次のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

村は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

村は、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

村は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、村国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

村は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当課局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 村国民保護計画の県への協議

村は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と村の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

村長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

村は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

村は、厚木市消防本部の活動が円滑に行われるよう、連携体制の強化を図るとともに、NBC対応可能部隊数や対応資機材の保有状況を相互に把握する。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

村は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 国民保護計画作成等における連携

村は、国民保護計画を作成又は変更するために必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、資料や情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

(3) 医療機関との連携

村は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう厚木市消防本部とともに災害医療拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう(財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(4) 関係機関との協定の締結等

村は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の移送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図

る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織及び地域防災リーダー等に対する研修、防災講座などを通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び村等との間の連携を図られるよう配慮する。また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

村は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

村は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

村は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、防災行政無線等の業務用移動通信を活用した運用方法について調整を図る。

(2) 非常通信体制の確保

村は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、防災行政通信網等、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設 設備 面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	・住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、要配慮者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。
	・村域周辺に特殊部隊、ゲリラ等の侵入または侵入が予想される場合、連絡用の防災行政無線の発信は可能な限り控える。

第4 情報収集・提供等の体制整備

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

村は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、村は、要配慮者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図るよう努める。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 情報の共有

村は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

村は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備・運用

村は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線について、デジタル化の推進や可聴範囲の拡大を図る。

(3) 緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備・運用

村は、武力攻撃事態等対処に時間的余裕のない事態に関する警報や情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)の的確な整備・運用に努める。

(4) 県警察等との連携

村は、武力攻撃事態において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部(海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地及び海上保安署(これらの事業所がない場合には海上保安本部)をいう。以下同じ。)との協力体制を図る。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 集客施設等に対する警報の伝達のための準備

村は、県から警報の内容の通知を受けたときに村長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、集客施設、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、管理者の連絡先等を把握し、随時、更新を行う。

(7) 民間事業者からの協力の確保

村は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進するものとする。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

村は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム(以下「安否情報システム」という。)を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報の種類及び報告様式

村は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、原則として

「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」(平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。)に規定する様式により、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。

■収集・報告すべき情報

- 1 避難住民(負傷した住民も同様)
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所(郵便番号を含む)
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ その他個人を識別するための情報
 - ⑧ 負傷(疾病)の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要な情報
 - ⑫ ①～⑪について親族・同居者からの照会に対する回答の希望
 - ⑬ ①⑦⑧について知人からの照会に対する回答の希望
 - ⑭ ①～⑪について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて)
 - ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 遺体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要な情報
 - ⑪ ①～⑩について親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

(3) 安否情報の整理等のための体制整備

村は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、村における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行うものとする。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行うものとする。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

村は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、事業所等安否情報の収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握するものとする。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

村は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報

収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

■被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害(第 報)

年 月 日 時 分
清 川 村

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所(又は地域)

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 清川村 煤ヶ谷・宮ヶ瀬 番地

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

清川村	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方	負傷者		全壊	半壊	
		不明者	重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

清川村	年月日	性別	年齢	概 況

(1) 担当者の育成

村は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

村は、武力攻撃災害等における国民保護措置の実施に伴う損失等について、国民の権利利益の救済に係る手続き等を迅速に処理する必要があることから、次のとおり救済体制の整備等について定める。

1 国民の権利利益の迅速な救済

村は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、あらかじめ担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

■国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

項目	内容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの(法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
	不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)
	訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)

2 国民の権利利益に関する文書の保存

村は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、村文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

村は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第 6 研修及び訓練

村職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。また、消防団員及び自主防災組織についても、避難誘導などに関する研修等を行う必要がある。このため、村における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

村は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保するものとする。

(2) 職員等の研修機会の確保

村は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法によ

り研修を行うものとする。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

■国民保護ポータルサイト <http://kokuminhogo.go.jp/>

■総務省消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

村は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 村における訓練の実施

村は、近接市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、次に示す訓練を実施する。

- ① 村対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び村対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、住民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 村は、自治会の自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 村は、県と連携し、学校、病院、集客施設、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 村は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、次のとおり定める(通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。)

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

村は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

■村対策本部において集約・整理すべき基礎的資料

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される県道、村道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ バス等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ バス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(データベース策定後は、当該データベース)
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 特に、地図や各種のデータ等)
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関(国、県、民間事業者等)の連絡先一覧、協定
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防相互応援協定を締結している近隣市町の消防本部・署の所在地等一覧)
(※ 消防団長等幹部の連絡先)
(※ 消防団の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿

(2) 隣接する市町との連携の確保

村は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保するものとする

(3) 避難行動要支援者への配慮

村は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について、自然災害時等への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

■避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である。（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月））。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、村は避難行動要支援者の名簿情報について、村地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

村は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係の構築に努める。

(5) 学校や事業所との連携

村は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難を行う場合と避難場所

	①誰が	②いつ、どのような場合に	③どこへ避難するか	④避難誘導の必要性
	避難者	避難を行う場合	避難場所。地域	
着上陸侵攻	全住民	着上陸侵攻で戦闘員、戦闘車両の上陸が予想される場合	侵攻外地域(村外への広域避難)	必要
ゲリラ特殊部隊による攻撃	全住民	ゲリラ特殊部隊が村に侵入またはそのおそれがある場合	自宅等(不安者は村内避難所)	必要
	被災住民	攻撃による火災の発生	村内避難所	必要
弾道ミサイル攻撃	全住民	Jアラート警報後直ちに	屋内、堅ろうな建物	避難誘導不可能
	被災住民	着弾により建物倒壊崩壊、火災の発生	村内避難所等	必要

航空攻撃	全住民	航空攻撃の恐れのある場合	屋内、堅ろうな建物	避難誘導不 可能
	被災住民	着弾により建物倒壊、火災の発生	村内避難所等	必要

3 避難実施要領のパターンの作成

村は、関係機関(教育委員会など村の各執行機関、厚木市消防本部、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法)、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

また、村は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

4 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する備え

村は、県からの救援の一部の事務を村において行うこととされた場合や村が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、村の行う救援について、自然災害時における村の活動状況を踏まえ、あらかじめ必要な準備をする。

(2) 基礎的資料の準備等

村は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取り組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

村は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

村は、県が保有する当該村の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

(2) 輸送経路の把握等

村は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該村の区域に係る運送経路の情報を共有する。

6 避難施設の指定の協力

(1) 避難住民の指定の協力

村は県が行う避難施設の指定に際しては、避難施設の候補、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

(2) 避難施設の候補選定に当たっての留意事項

- ① 避難施設として学校、自治会館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。

- ② 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な退避場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう配慮する。
- ③ 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定する。
- ④ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう配慮する。
- ⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- ⑥ 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

第3章 生活関連施設の把握等

武力攻撃事態等においては、住民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特別に配慮を行うため、村が把握すべき村域内に所在する生活関連施設及びその安全確保等について、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握等

村は、次に掲げる生活関連等施設のうち、村内に所在する生活関連施設について、県を通じて又は自らが保有する情報に基づき、状況を把握するとともに、県との連携体制を整備する。

■生活関連等施設の種類

国民保護 法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設、軌道施設
	5号	電気通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)
	8号	毒劇薬(医薬品医療機器等法)
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤、毒素
	11号	毒性物質

2 生活関連等施設の安全確保

村は「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

3 村が管理する公共施設等における警戒

村はその管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

村が管理するライフライン施設については、武力攻撃災害等にもその機能を確保する必要があるため、施設管理者である村として予防措置を次のとおり定める。

1 村が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

村は国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

村は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による機能の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

村は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第5章 物資及び資材の備蓄、整備

村が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、次のとおり定める

1 村における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、村としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携して対応する

(3) 県との連携

村は、県と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材について、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資機材の供給要請先等について確実に把握する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する

第6章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、村は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

村は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット、SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

村は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う

(4) 学校における教育

村教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、村立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき行動の啓発

村は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の村長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図るとともに、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動を取ることができるよう、国が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について、平素から住民に対し周知するよう努める。

また、村は、日本赤十字社、厚木市消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める

(2) 運転者のとるべき措置の周知徹底

村は、県警察と連携し、車両の道路左側への停止、交通情報の入手、規制区間外への車両の移動、警察官の指示に従うこと等、武力攻撃事態等において運転者がとるべき措置について、自然災害時の措置に準じて周知徹底する。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、村は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、村の初動体制について、次のとおり定める。

1 事態認定前における村緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 村緊急事態連絡室の設置

① 村長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、村としての確かつ迅速に対処するため、「村緊急事態連絡室」を設置する。「村緊急事態連絡室」は、村対策本部員のうち、国民保護担当課長など、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成するものとする。

② 「村緊急事態連絡室」は、厚木市消防本部及び関係機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、村緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、村緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における厚木市消防本部との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

村は、「村緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、厚木消防本部による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、村長は、国、県等から入手した情報を厚木市消防本部へ提出するとともに、必要な指示を行う。

村は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、村に対し、村対策本部の設置の指定がない場合においては、村長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

村長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町等に

対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

「村緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、村に対し、村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに村対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「村緊急事態連絡室」は廃止する。

この場合において、村対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

村は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが村に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、村長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、村緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、村長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、村の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 村対策本部の設置等

村対策本部を迅速に設置するため、村対策本部を設置する場合の手順や村対策本部の組織、機能等について、次のとおり定める。

1 村対策本部の設置

(1) 村対策本部の設置の手順

村対策本部を設置する場合については、次の手順により行う

① 村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

村長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を通じて村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける

② 村長による村対策本部の設置

指定の通知を受けた村長は、直ちに村対策本部を設置する。なお、村緊急事態連絡室を設置していた場合は、直ちに、村緊急事態連絡室は廃止する。

③ 村対策本部員及び村対策本部職員の参集

村対策本部担当者は、村対策本部員、村対策本部職員等に対し、あらかじめ定めた連絡網を活用し、村対策本部に参集するよう連絡する。なお、勤務時間外、休日の場合についても同様とする。

④ 村対策本部の開設

村対策本部担当者は、村庁舎4階の住民センター集会室に村対策本部を開設する。また、村は、村対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、確認する。

村長は、村対策本部を設置したときは、村議会に村対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

村は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

村は、村庁舎が被災し、村対策本部を開設できない場合は、村保健福祉センターやまびこ館に村対策本部を開設する。

また、村区域外への避難が必要で、村の区域内に村対策本部を設置することができない場合には、知事と村対策本部の設置場所について協議を行う。

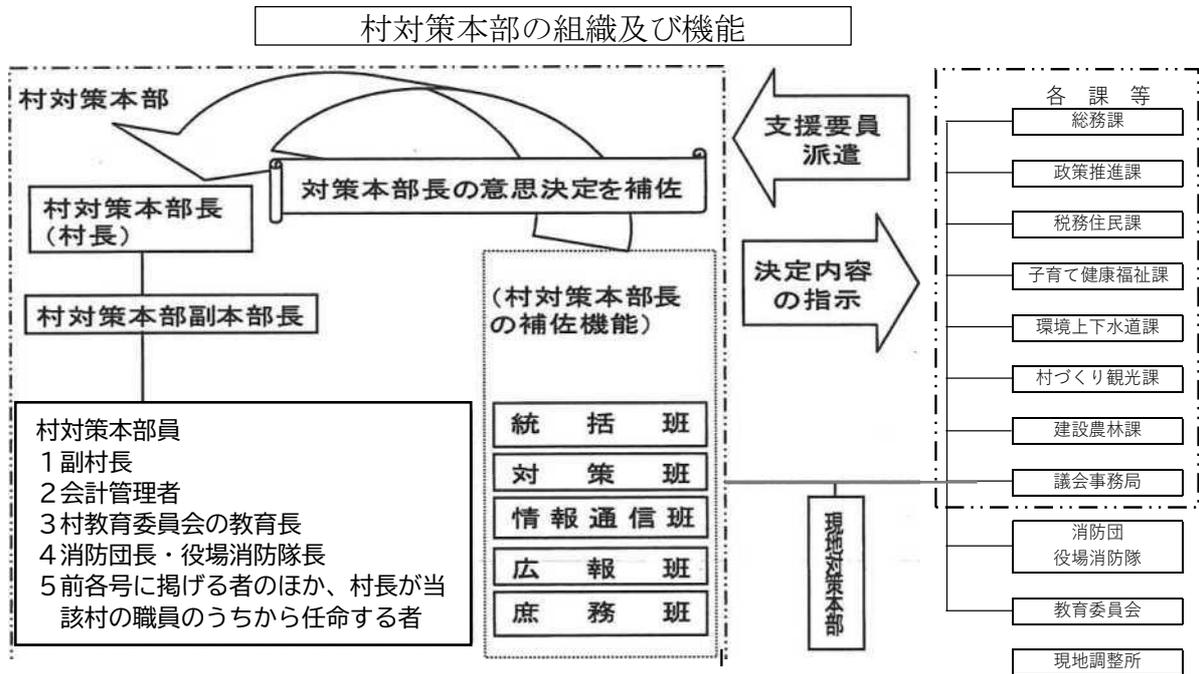
(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請

村長は、村が市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、村における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 村対策本部の組織構成及び機能

村対策本部の組織構成及び各組織の機能は次のとおりとする。

■ 村対策本部の組織構成及び各組織の機能



村対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するものとする。また、村対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図るものとする。

■ 村の各課局等における武力攻撃事態等における業務

課等名	武力攻撃事態等における業務
本部長 (村長) 副本部長 (副村長、教育長)	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項の意思決定に関すること 村対策本部の設置の決定に関すること 避難指示の決定に関すること 自衛隊、県等の派遣要請の決定に関すること 村対策本部の廃止の決定に関すること
対策本部員 (参事、課長、局長、会計管理者、消防団長、交通安全指導隊長、厚木市北消防署清川分署長)	<ul style="list-style-type: none"> 村対策本部の設置決定の支援に関すること 重要事項の意思決定の支援移管すること 各課局等の統括に関すること 村対策本部の廃止決定の支援に関すること その他本部長の命ずる事項に関すること

■村対策本部長の補佐機能の編成

	機 能
統括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部会議の運営に関する事項 ・ 情報通信班が収集した情報を踏まえた村対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 村対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村が行う国民保護措置に関する調整 ・ 他の市町に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・ 知事等に対する指定行政機関の長等への措置要請の求め、知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めに関する事項
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の情報に関する国、県、他の市町等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・ 村対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・ 通信回線や通信機器の確保
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や村対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部員や村対策本部職員のローテーション管理・村対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

■村の各課局等における武力攻撃事態等における業務

課局等名	武力攻撃事態等における業務
国民保護対策本部事務局長 (防災担当課長又は総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部の設置決定の支援に関すること ・ 村対策本部の運営に関すること ・ 本部会議の開催・運営に関すること ・ 村対策本部の廃止決定の支援に関すること ・ その他本部長の命ずる事項に関すること
全課局に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被災状況の把握及び保全措置に関すること ・ 村内被害状況の情報収集への協力に関すること ・ 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関すること ・ 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること ・ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること ・ 所管する施設が避難所として開設された場合の協力に関すること ・ 住家被災状況の調査への協力に関すること ・ 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること ・ 初期消火及び人命救出への協力に関すること

課局等名	武力攻撃事態等における業務
全課局に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各課局（他班）との総合調整(応援・協力)に関すること ・国民保護措置に関連する法律の運用に関すること ・被災者生活相談への協力に関すること ・村民要請への窓口対応への協力に関すること ・その他本部長の命ずる事項に関すること
総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する業務の総括 ・村国民保護対策本部の設置及び運営 ・避難実施要領の策定 ・住民の避難誘導 ・物資及び資材の確保 ・安否情報の収集体制の整備 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達 ・避難施設の運営 ・特殊標章等の交付等 ・武力攻撃災害への対処(救急・救助を含む。) ・職員の動員 ・各課との連絡 ・各課からの被災報告のとりまとめ ・県及び関係機関との連絡調整 ・自衛隊の派遣要請 ・庁舎施設の安全点検及び保全 ・車両の調達、配車 ・被災時の交通安全対策、防犯対策 ・被災職員の対応 ・被災時における職員の食糧、その他の給付 ・建築物等応急危険度判定
政策推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの電話相談対応 ・写真等による被災記録 ・管内の電気及び通信施設の状況把握 ・被災広報 ・報道機関との連絡調整 ・被災時の緊急支払 ・被災活動の出納 ・被災対策予算編成及び資金調達 ・村有財産の被災状況調査及び応急対策

課局等名	武力攻撃事態等における業務
税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民相談窓口対応 ・ 被災に係る宅地建物の被害調査 ・ 義援金。寄附金品の受付、出納 ・ 村税の減免 ・ 被災死亡者の安置等 ・ 被災村民の調査 ・ 埋火葬の許可 ・ 援護事務連絡 ・ 救援実務(収容施設、炊き出し等)
子育て健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急医療、助産等の支援 ・ 医師会、歯科医師会、その他関係機関との連絡調整 ・ 医薬品及び器材の供給体制の整備及び確保 ・ 日赤活動との連絡調整 ・ 主要食糧等の調達及び被災者に対する割当て ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保 ・ 保護を要する被災者の安全確保及び支援体制の整備 ・ ボランティアの受付、配分 ・ 各種交付金の支払 ・ 災害地の防疫 ・ 福祉施設の被害調査及び応急修理 ・ 義援金品の保管、配分
環境上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の供給確保 ・ 他の水道事業者との連絡調整 ・ 村営水道施設の被害調査及び復旧 ・ 下水道の被害調査等 ・ 被災地の廃棄物処理、清掃 ・ 被災地の公害の監視及び処理
村づくり観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工業関係被害状況調査 ・ 観光施設の被害調査及び応急修理 ・ 被災商工業者に対する融資 ・ 応急仮設住宅等の建設 ・ 開発指導に係る造成地区の被害調査及び災害応急復旧指導
建設農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険箇所等の確認巡視及び災害応急対策 ・ 道路、橋りょう等の被害調査 ・ 応急対策に必要な土木機械器具及び資機材等の調達 ・ 水防資材の確保 ・ 道路、橋りょう等の応急対策並びに災害復旧 ・ 河川危険箇所の調査

課等局名	武力攻撃事態等における業務
建設農林課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林産物及び農業用施設の被害調査 ・ 農林道の応急修理及び復旧 ・ 農林地の被害調査 ・ 種苗、農林生産資材等のあっ旋及び融資
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会関係の連絡調整 ・ その他各課の協力事項 ・ その他各課に属さない事項 ・ 視察、見舞等主要来庁者の接遇
教育委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の動員 ・ 避難所の開設及び運営の協力 ・ 教育施設の災害被害調査及び応急対策 ・ 学校その他教育機関との連絡調整 ・ 被災児童、生徒に対する保健対策 ・ 被災児童、生徒に対する学用品の給付、給食 ・ 災害時の応急教育 ・ 文化財保護 ・ 社会教育施設の災害応急対策及び被害調査
機能別消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等の警戒防御体制の整備に関すること ・ 人命救助及び救護活動の訓練に関すること ・ 災害時の情報収集体制の整備に関すること ・ 他に属さない災害時における消防体制の整備に関すること
交通安全指導 隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通危険箇所の調査に関すること ・ 道路の安全性向上に関すること ・ 武力攻撃事態等の情報収集体制の整備に関すること

(4) 村対策本部における広報等

村は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、村対策本部における広報広聴体制を整備する。

※■村対策本部における広報体制

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのない

よう迅速に対応する。

イ 村対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、村長自ら記者会見を行う。

ウ 県と連携した広報体制を構築する。

(5) 村現地対策本部の設置

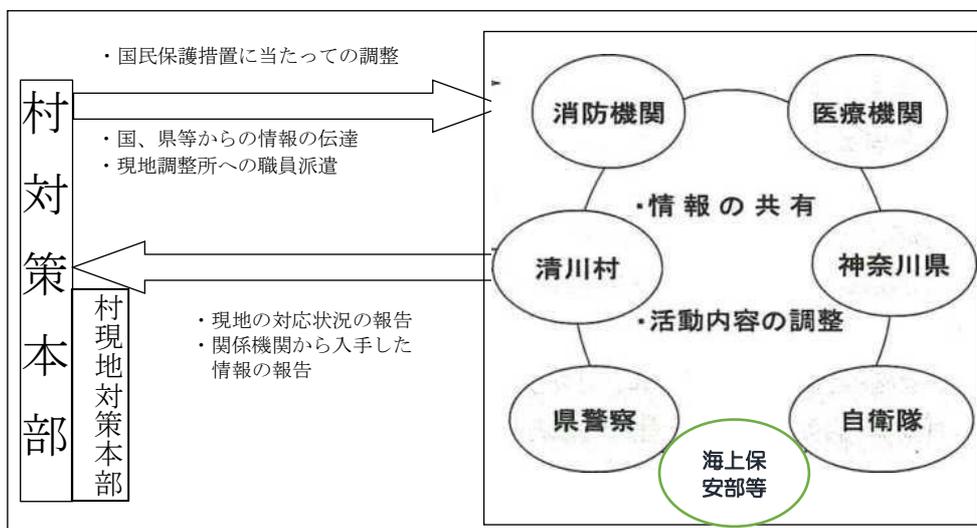
村長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、村対策本部の事務の一部を行うため、村現地対策本部を設置する。

村現地対策本部長や村現地対策本部員は、村対策副本部長、村対策本部員その他の職員のうちから村対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

村長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる職員等の安全を確保するため、現場における関係機関(県、厚木市消防本部、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。なお、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

■現地調整所の組織編成



■現地調整所の性格について

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである(例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。)
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、村は、消防団による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、村における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う村が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、村の職員を積極的に参画させることが必要である(このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、村は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。)

(注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、村は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行う。

(7) 村対策本部長の権限

村対策本部長は、村の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 村の区域内の国民保護措置に関する総合調整

村対策本部長は、村の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、村が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

村対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、村対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、村対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

村対策本部長は、県対策本部長に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

村対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、村の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 村教育委員会に対する措置の実施の求め

村対策本部長は、村教育委員会に対し、村の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、村対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 村対策本部の廃止

村対策本部長は、内閣総理大臣から、総務大臣’(消防庁)及び知事を経由して村対策本部を設置すべ

き市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、村対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

村は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系村防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、地域衛星通信ネットワーク、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、村対策本部と村現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

村は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのため職員等を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

村は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(4) 移動系防災行政無線の使用制限

村及びその周辺地域に特殊部隊、ゲリラが侵入または侵入のおそれがある場合は、対処方法等が傍受される可能性があり、移動系防災行政無線の使用を制限する。この際、携帯電話等の使用に切り替える。

第3章 関係機関相互の連携

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

村は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

村は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部と県及び関係市町村等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、国民保護措置に関する情報交換と国民保護措置に係る相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関(以下「知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

村は、村の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

村は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、村は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 村長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする神奈川県協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

- (2) 村長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動(内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条))により出動した部隊とも、村対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 村長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

村長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由活動内容等を具体的に明らかにする。

- (3) 事務の一部の委託

- ① 村が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、次の事項を定めて委託を行う。
- ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、村は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行った場合は、村長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 村は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 村は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、要請する。

6 村の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 村は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、村長は、所定の事項を村議会に報告するとともに、村は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援

村は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

村は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織等による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

村は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、村は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

村は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

村は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

村は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

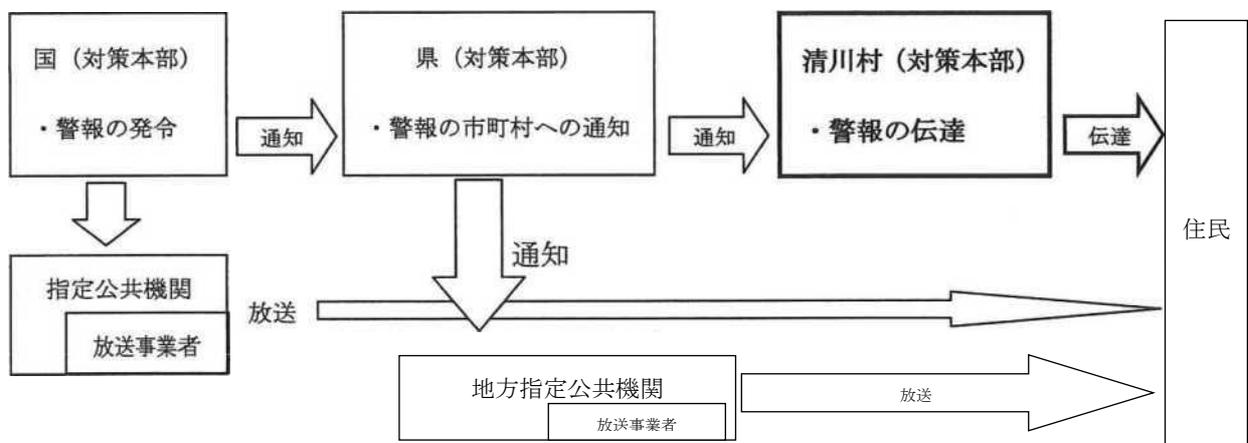
(1) 警報の内容の伝達

- ① 村は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工共栄会、診療所、学校など）に警報の内容を伝達する。
- ② 村は、現に武力攻撃事態等が発生している、または差し迫っている場合は、直ちに住民に対し警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 村は、村の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、幼稚園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 村は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、村のホームページに警報の内容を掲載する。

■警報の通知及び伝達の流れ



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達

警報の内容の伝達方法は、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)等を活用し、地方公共団体に伝達される。村長は、全国瞬時警報システム(Jアラート)と連携している情報伝達手段等により、原則として次の要領により情報を伝達する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に村が含まれない場合

全国瞬時警報システム(Jアラート)によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

なお、村長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 各世帯等への警報の伝達

村長は、職員及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織や避難行動要支援者への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、村は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 避難行動要支援者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当課や自主防災組織との連携の下で避難行動要支援者名簿を活用するなど、迅速に正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう配慮する。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2 避難住民の誘導等

村は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、同要領に基づき避難住民の誘導を行うこととなる。村が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

1 避難を行う場合と避難場所

「第2編 第2章 避難を行う場所と避難場所」による

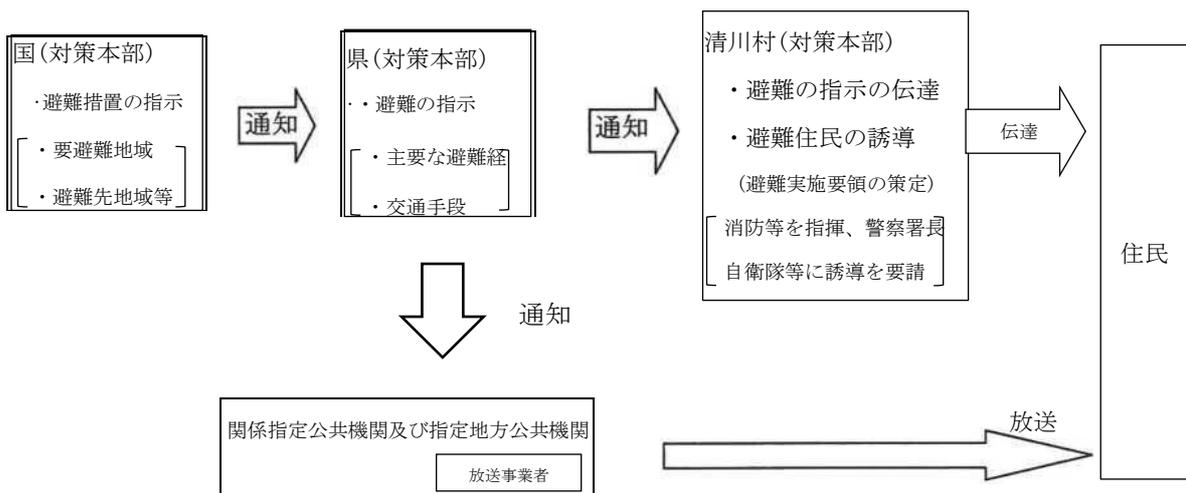
2 避難の指示の通知・伝達

- (1) 村長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 村長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達等に準じて、その内容を、住民に伝達し、関係機関に通知する。
- (3) 村長は、現に武力攻撃事態等が発生している。または差し迫っている場合は、直ちに住民に対し避難を指示する。

この際、避難指示を行ったことを、県に通知するとともに関係機関に連絡する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。

■避難の指示の流れ



3 避難実施要領の策定

(1) 村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、他の執行機関、厚木市消防本部、消防団、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項

■ 避難実施要領に定める事項

避難要領	避難の方法に関する事項	誘導の実施方法	その他必要な事項
村外避難	<ul style="list-style-type: none">・避難の手段(車両、徒歩等)・避難先・避難の手順・集合時間	<ul style="list-style-type: none">・職員、消防団員等の配置・避難行動要支援者への対応・村内残留者の把握・避難実施の間の食料提供	<ul style="list-style-type: none">・服装、携帯品・緊急連絡先 (離脱した場合)
村内避難 所への避難	<ul style="list-style-type: none">・避難の手段(車両、徒歩等)・開設する避難所・開設時間	<ul style="list-style-type: none">職員、消防団員の配置・避難行動要支援者への対応	<ul style="list-style-type: none">・服装、携行品

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

村長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。

その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、村長は、直ちに、その内容を村の他の執行機関、厚木市消防本部消防長、消防団長、厚木警察署長及び自衛隊神奈川地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、村長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

4 避難住民の誘導

(1) 村外避難(広域避難)の誘導

① 村長による避難住民の誘導

村長は、避難実施要領で定めるところにより、村の職員及び消防団長を指揮し、また厚木市消防本部消防長と協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、村長は、避難実施要領に沿って、避難前終結地及び避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整を実施させるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明(投光器具、夜間誘導標識、車のヘッドライト等)を配備するなど住民の不安軽減の

ため必要な措置を講ずる。

② 消防団の活動

消防団は、消火活動並びに救助及び救急活動の状況を勘案しつつ、村長の定める避難実施要領に基づき、厚木市消防本部と連携しつつ、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を地域とのつながりを活かした活動を行う。

③ 厚木市消防本部との連携

村長は、避難所への誘導を行うに当たっては、厚木市消防本部と緊密な連携を図る。

④ 避難誘導を行う関係機関との連携

村長は、村の職員及び厚木市消防本部のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、厚木警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)による 避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に厚木警察署長等から協議を受けた際は、村長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、村長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

⑤ 自主防災組織等に対する協力の要請

村長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑥ 大規模集客施設等における当該施設滞在者の避難

村は、大規模集客施設の管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な措置を取る。

⑦ 誘導時における食品の給与等の実施及び情報の提供

村長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

村長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑧ 避難行動要支援者への配慮

村長は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡及び移送手段の確保を的確に行うものとする(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等との十分な協議を行う。)

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

⑨ 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧

な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑩ 避難所等における安全確保等

村は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

⑪ 動物の保護等に関する配慮

村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑫ 通行禁止措置の周知

村道、農道及び林道の道路管理者たる村は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

⑬ 県に対する要請等

村は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導について村を通過して避難する他の市町の避難者の誘導措置等広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

村長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

⑭ 避難住民の移送の求め等

村は、避難住民の移送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の移送を求める。村は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく移送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

⑮ 避難住民の復帰のための措置村は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(2) 村内避難所への避難誘導

① 避難住民の誘導

ゲリラ特殊部隊の攻撃のおそれがあり自宅での避難待機に不安のある住民、武力攻撃事態等により建物崩壊、火災発生のための避難に対して、村職員、消防団員を活用し、避難所までの避難誘導を実施する。

誘導に当たっては、避難経路上の要所に職員等を配置するとともに行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

夜間においては、避難誘導員が、避難経路の要所、要所において、夜間照明(投光器具、夜間誘導標識、車のヘッドライト等)を配備するなど避難の円滑化のために必要な措置を講ずる。

② 関係機関との連携

村長は、村職員、消防団員のみでは避難者の安全の確保が困難であると認められる場合は、警察官等による住民の避難誘導を要請する。

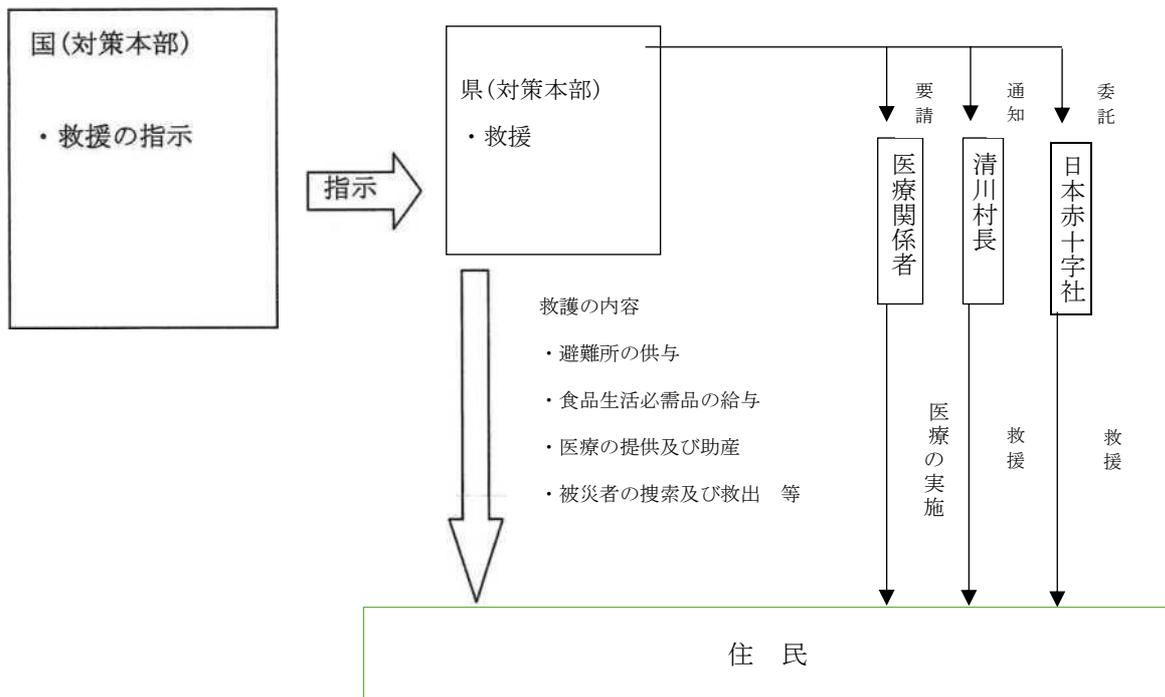
③ 避難行動要支援者への配慮

村は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡及び輸送手段の確保を的確に行う。

第5章 救援

村長は、県が実施する避難住民等の救援の補助を行うとともに、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこともあることから、村は、次のとおり、救援に関して必要な事項を定める。

■救援の流れ



1 救援の実施

(1) 救援の実施

村長は、知事から村長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、村長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

村長は、上記で村長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 救援の内容

村長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき、さらに清川村地域防災計画(以下「村地域防災計画」という。)の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、村長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

なお、村は、要配慮者に対して、適切に救援を実施できるよう十分配慮する。あわせて救援の実施に当たっては、男女のニーズの違いにも配慮する。

(1) 避難所の供与

① 避難所の開設

村は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、職員を配置し、施設の点検を行った後に避難所を開設する。

また、避難所を開設するときは、速やかにその旨を施設管理者に連絡する。

② 避難所の周知

村は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

③ 避難所の運営管理

ア 村は、自主防災組織リーダー等の地域住民の代表、施設管理者、職員で構成する避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。

避難所の運営に当たっては、避難住民等に対する食品の給与及び飲料水の供給などが円滑に実施できるよう努めるとともに、避難所における情報の伝達、食品、飲料水等の配布、清掃等について、避難住民等及び避難所の近隣の者の協力が得られるよう努める。

イ 村は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの保護等に配慮する。

ウ 村は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。

エ 村は、避難所において救援活動を行うボランティアの受入れについて、関係機関と連携して対応する。

(2) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

① 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

村は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の供給又は住宅の応急修理を実施する。

② 応急仮設住宅等の供給に当たっては、村地域防災計画に定める建設予定地を活用する。

③ 応急仮設住宅等への入居者募集

村は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要介護者の入居に十分配慮する。

(3) 食品の給与及び飲料水等の供給

① 飲料水の供給

村は、飲料水を確保し、給水車、給水タンク等を利用して応急給水を行う。飲料水の確保が困難な場合は、県に対して支援を要請するとともに、村長は、知事に対し、自衛隊の部隊等による給水等の要請を行うよう求める。

② 食品の調達・供給

村は、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食料等を自主防災組織等の協力の下避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(4) 生活必需品の給与又は貸与

村は、避難住民等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積りを行うとともに、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品等を避難住民等に供給又は貸与する。また、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(5) 医療の提供及び助産

- ① 村は、厚木市消防本部からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は医療活動拠点施設等に救護所を設置する。
- ② 村は、厚木市消防本部、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、厚木医師会等に救護隊の活動を要請し、トリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること)、救急措置等を行うために救護班を組織する。
- ③ 村は、村において編成する救護班のみでは、応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。
- ④ 村は救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体から調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。
- ⑤ 村は、医療を必要としている人で、災害により必要な医療を受けられなかった人に対して、医療機関の協力の下。必要な応急医療活動を行う。

(6) 被災者の捜索及び救出

村は、捜索のための相談窓口を設置し、厚木市消防本部、県警察による捜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の捜索及び救出を実施する。

(7) 電話その他の通信設備の提供

村は、電話通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネット等の利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(8) 学用品の給与

村は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を給与する。

(9) 死体の捜索及び遺体の処理

① 死体の捜索

村は、捜索のための相談窓口を設置し、厚木市消防本部及び厚木警察署による捜索活動と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に行方不明の状態にあり、かつ、死亡していると推定される者を捜索する。また、捜索によらずに死体が発見されたときは、死体を発見した者が直ちに厚木警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

② 遺体の処理

ア 村は、武力攻撃災害時には、村地域防災計画に定める施設に、遺体収容所を開設する。また、村は、捜索により収容された遺体をその遺体収容所に搬送する。

イ 村は、納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等を葬祭業者等から調達するほか、必要に応じて県に協力要請を行う。

ウ 村は、収容された遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、 着衣、特徴等を記録し、遺品を保存する。

エ 厚木警察署は、見分・検視及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引渡し、身元が確認できない場合は村に引渡すこととされており、その際、村は、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認 と身元引取人の発見に努めるとともに、村は厚木警察署と協力して、遺族等への遺体の引渡し作業を行う。また、検案終了後に必要に応じて遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

オ 村は、身元の確認ができず厚木警察署から引渡しを受けた遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和 23 年法律第 48 号)及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」(明治 32 年法律第 93 号)により処理する。

(10) 埋葬及び火葬

① 村は、神奈川県広域火葬計画に基づき、遺体の処理を進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配を行うとともに、県及び県警察と協力し、身元の確認、遺族等への遺体の引渡しを実施する。

② 村は、遺体の引取り人がいない場合、又は災害による混乱のため遺族等による遺体の処理ができない場合は、近隣の火葬場で火葬を行う。

③ 災害により火葬場が使用できない場合は、神奈川県広域火葬計画に基づき、 県に応援を要請する。

(11) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている者の除去

村は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場など、生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して除去を実施する。

3 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項

村は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ次に掲げる点に留意して医療活動を行う。

(1) 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

① 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国・県等の指導の下に、防護衣、防護マスクの着用、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を行う。

② 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ(傷病者の治療優先順位の決定)や汚染、被ばくの程度に応じた医療を実施する。

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

① 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成 10 年法律第 114 号、以下「感染症法」という。)の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関への患者の移送及び入院措置を行う。また医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

② 国からの要請に応じて、国等の支援、指揮の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

国からの協力要請に応じて、国・県等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

4 救援の際の物資の売渡し要請等

村長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の要請等を行うことができる。

なお、村長は、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続きの下に行う。

(1) 要請等の内容

① 物資の売渡し要請等

ア 村長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医薬品、飲料水、生活必需品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取扱うもの(以下「特定物質」という。)について、所有者に対し、当該特定物質の売渡しを要請することができる。

この場合において、所有者が正当な理由なく応じないときは、特に必要があるときに限り、当該物資を収用することができる。

イ 村長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

ウ 村長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

② 土地等の使用

村長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するために必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資(以下「土地等」という。)を使用することができる。

この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明のときは、特に必要があるときに限り、同意を得ない土地等で使用することができる。

③ 医療の実施の要請

村長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師その他の医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請することができる。

この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請を応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

(2) 公用令書の交付

村長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。

ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

(3) 立入検査

村長は、特定物資の収用若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。

この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

(4) 要請等に応じて医療を行う者の安全確保

村長は、医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分配慮する。

5 関係機関との連携

(1) 知事への要請等

村長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町との連携

村長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

村長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら、救援を実施する。

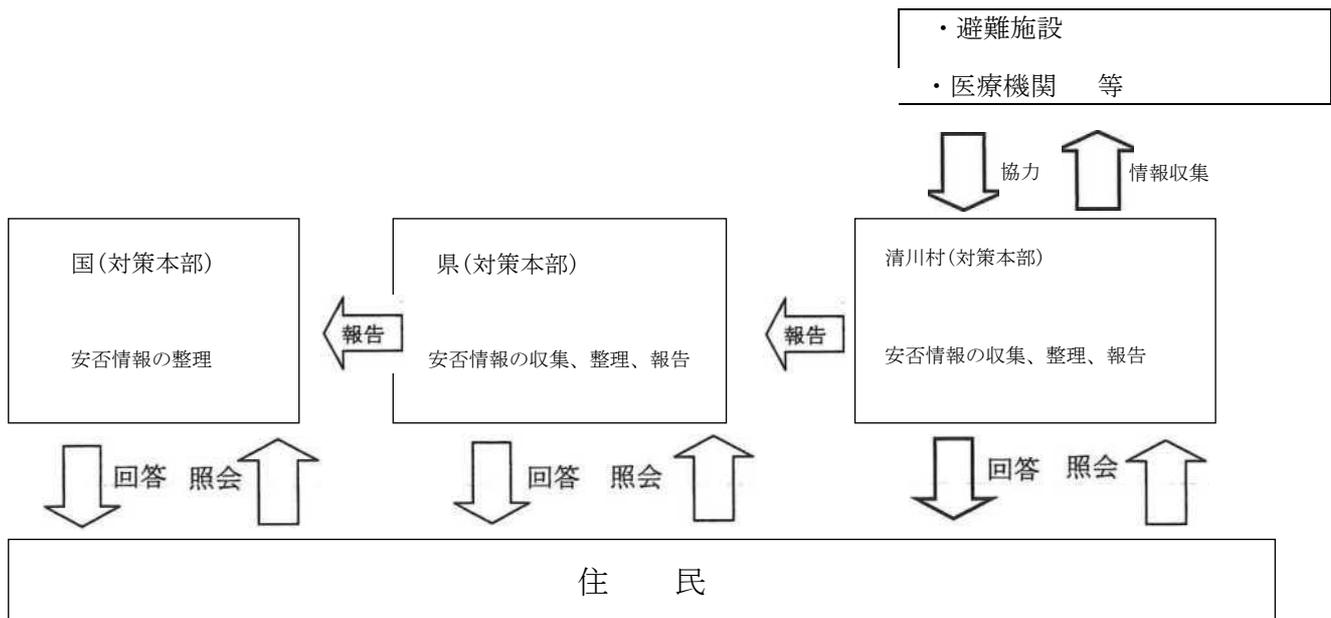
(4) 緊急物資の運送の求め

村長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の移送の求めに準じて行う。

第6章 安否情報の収集・提供

村長は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を次のとおり定める。

【安否情報の流れ】



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

村長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している村が管理する諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

村長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、事業所その他の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の収集への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

村長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理しておく。

2 知事に対する報告

村長は、知事への報告に当たっては、原則として、安否情報省令に規定する安否情報報告書の内容を、安否情報システム等により県に報告し、安否情報システムを利用できない場合は、安否情報省令に規定する安否情報報告書に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 村は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、村対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として村対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する安否情報照会書の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。
- ③ 受付に当たっては、照会者に対し、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険証、マイナンバーカード等)を照会窓口において提示又は提出させることにより、照会者の本人確認を行う。ただし、当該書類を提示又は提出できない場合は、別に定める方法により、確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 村は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、当該照会が不当な目的によるものではなく、かつ、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令に規定する安否情報回答書の様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 村は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報回答書により回答する。
- ③ 村は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に留意し、データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

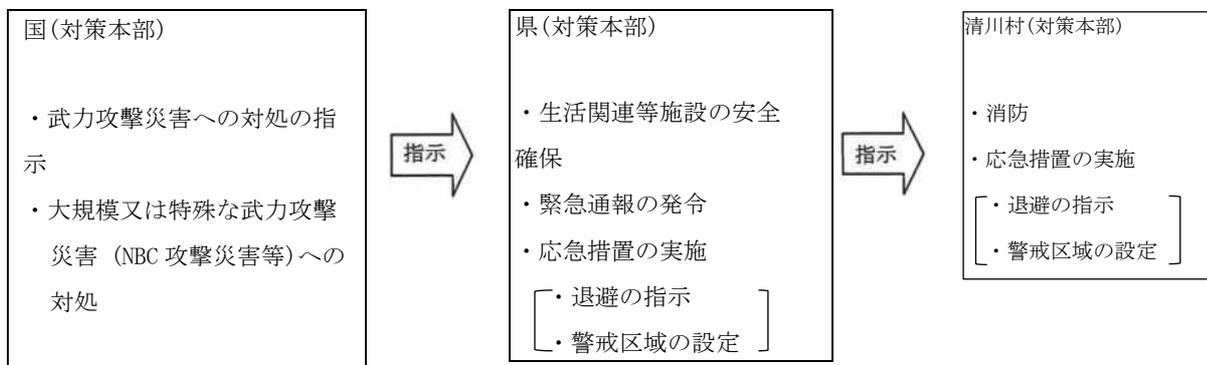
村は、日本赤十字社神奈川支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

村は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、次のとおり定める。

■武力攻撃災害への対処の流れ



1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

- (1) 武力攻撃災害への対処
村長は、国や県等の関係機関と協力して、村の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。
- (2) 知事への措置要請
村長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、村長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。
- (3) 対処に当たる職員の安全の確保
村は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 村への通報
職員は、武力攻撃に伴って発生する火災、銃声、武装又は偽装した不審者及び隠匿された武器・弾薬の発見、テレビ等の受信不能、携帯端末機の電波状況の途絶、毒素等による動物の大量死及び不発弾の発見等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けた時は、速やかに、その旨を村長に通報する。

(2) 知事への通知

村長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 村の措置及び住民の行動

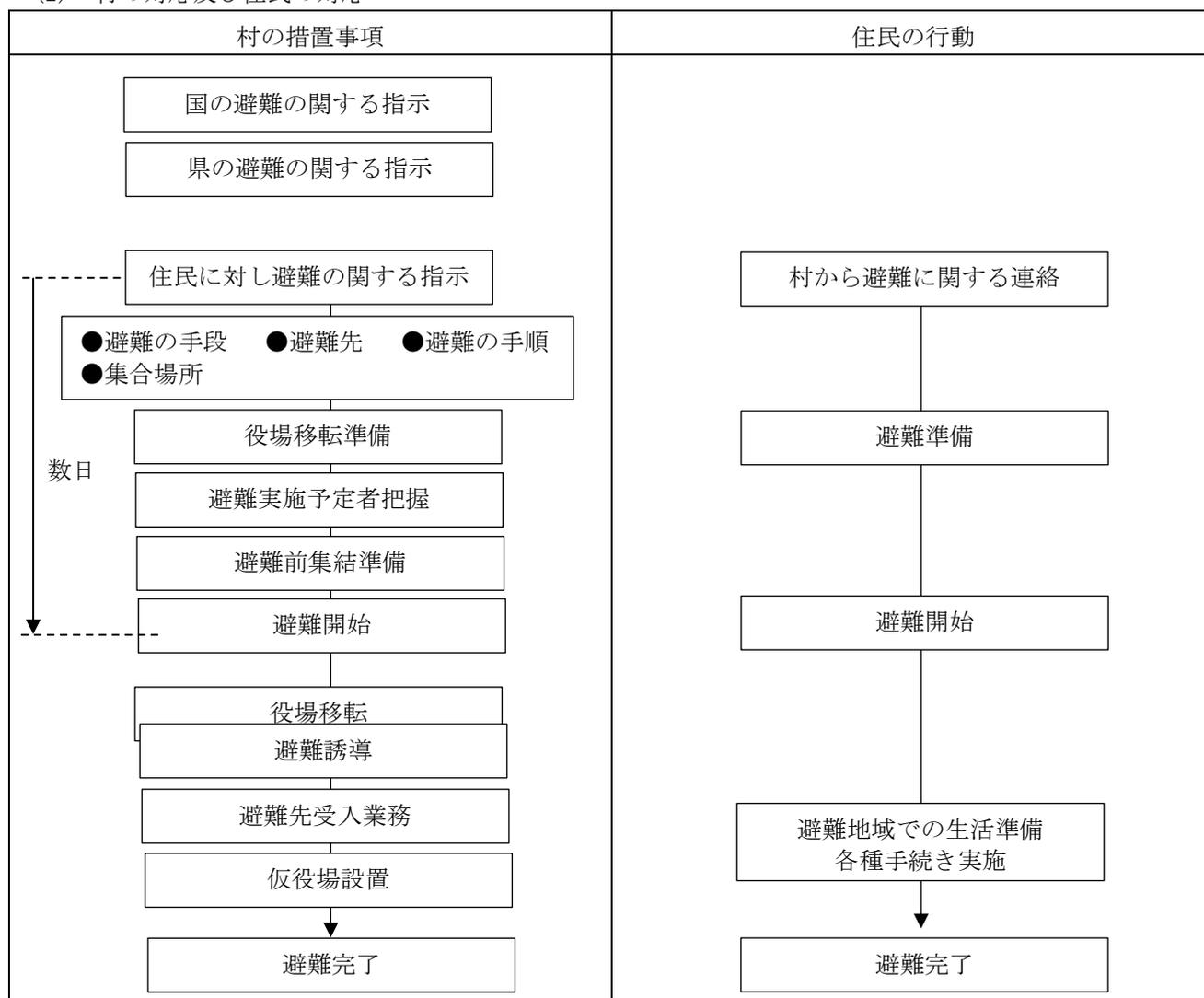
村は、武力攻撃災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃事態等に応じた措置を取る必要がある、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 着上陸侵攻

(1) 様相

村の周辺に戦闘員及び戦闘車両の上陸が予想される場合、村又は村の周辺に戦闘員の降下等が予想される場合は、国、県の避難の指示に基づき県外を含む村外避難を行う。この際、避難の受入先を県とにより決定する。

(2) 村の対応及び住民の対応



(3) 関係機関との調整

県との受入避難先の調整を行うとともに、関係機関と移動手段の手配、避難誘導要領について調整を行う。

2 ゲリラ・特殊部隊の攻撃

(1) 様相

ゲリラ、特殊部隊の攻撃は、通常兵器、爆破物、化学兵器、生物兵器さらには爆破物と化学兵器、生物兵器の併用、さらには屋内での発生、屋外での発生と攻撃方法が多種多様である。また、テロ及びそれに準じた事案についても同様の対処が必要である。

化学兵器、生物兵器が使用された場合、被害の拡大を少なくするための初動の措置が重要となる。

(2) 村の対応

① 村及び村の周辺へのゲリラ・特殊部隊の侵入又は侵入のおそれありの情報を県、関係機関から入手した場合、村は防災行政無線、広報車等を通じ、屋内への退避、外出の制限を住民に連絡する。

また、屋内退避の指示等の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなった場合、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 村長は避難の指示を行う村の職員に対して、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。この際、対応にあたる職員、消防団員等との連絡の際、移動系無線機の使用は控える。

③ 村は、ゲリラ、特殊部隊の攻撃による災害が発生した場合、現地に現地調整所を設置し、警察、消防、自衛隊等の関係機関と連携を取りつつ被災者の救助、被害の拡大防止を主眼として措置を行う。

(3) 住民の行動

① 村及び村の周辺へのゲリラ・特殊部隊の侵入又は侵入のおそれありとの防災行政無線、広報車の放送があった場合、外出中の場合は直ちに帰宅し屋内に退避し、村が安全と判断するまで外出しない。

② 屋外でゲリラ・特殊部隊と遭遇した場合は、刺激を与えない行動をとり、警察、役場等へ通報する。

③ ゲリラ・特殊部隊の攻撃による災害、テロ及びそれに準じた事案が発生した場合の行動については、次の表により行動する。

■ 国民保護事案発生時の住民行動基準

事 案		住民の行動基準
着上陸侵攻		<ol style="list-style-type: none"> 1 村からの避難指示に従い、村外避難の準備を行う。 2 避難地域を確認し、自家用車での避難又は村の手配車両での避難を決定する。 3 避難前終結地、受入終結地、受入避難所等を確認する。 4 避難先住所、携行品、服装等を確認する。
ゲリラ特殊部隊による攻撃 テロ及びそれに準じた事案発生	特殊部隊の通過	<ol style="list-style-type: none"> 1 外出制限、屋内に退避、もし発見した場合刺激を与えない。 2 警察、村への通報
	通常兵器(小銃・機関銃による乱射)	<ol style="list-style-type: none"> 1 銃声と反対方向のコンクリート等堅固なものに銃声方向に対して身を隠すように隠れる。 2 上記のものがない場合は、その場に伏せる。(うつぶせ状態で顔が地面につくように伏せる)
	刃物等による無差別傷害事案	<ol style="list-style-type: none"> 1 状況を観察し、犯罪者から反対方向に逃げる。 2 隠れる。(相手の視界から、はずれる) 3 刃物等で立ち向かってきた場合は、刃物被害を軽減する物で防護する。(バッグ、かばん、かさ、厚手の衣類等身近なもので防護)
	爆発物の爆破	<ol style="list-style-type: none"> 1 伏せる、小さく丸まる。 2 顔を覆うもの(上着、帽子、マフラー)があれば覆う。 3 肌を出さない処置をとる。
	化学剤の散布 生物剤の散布	<ol style="list-style-type: none"> 1 口、鼻をハンカチ等でふさぐ。 2 肌を出さない処置をとる。 3 風向きに対して垂直方向に逃げる。(決して風上、風下に逃げない。) 4 除染、治療が完了するまで現地にとどまる。(動けば被害が拡大する。)
弾道ミサイル攻撃	Jアラートが鳴ってからの行動	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内に避難する。(直撃の可能性は極めて少ない) 2 屋内避難できない場合は、 (1) 車両に避難する場合、乗車のまま体を低くする。 (2) 避難場所がない場合、建物・車両・樹木等の陰に身を隠し、上記に準じた行動を取る。 3 避難後の行動 頭を覆う。肌を隠す。口を開く(爆発音対処)
	近くに着弾、又は空中破裂した場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物倒壊等で危険な場合以外屋内に待機する。 2 屋外の場合、着弾方向又は空中破壊方向から遮蔽できる位置で体を丸くする。 3 煙、異臭を感じたら、口を覆う。風向きに対し垂直方向に逃げる。

事 案		住民の行動基準
航空攻撃	Jアラートが鳴ってからの行動	1 屋内(勤めて堅ろうな建物)に避難する。 2 屋内避難できない場合は、 (1) 車両に避難する場合、乗車のまま体を低くする。 (2) 避難場所がない場合、建物・車両・樹木等の陰に身を隠し、上記に準じた行動を取る。 3 避難後の行動 頭を覆う。肌を隠す。口を開く(爆発音対処)
	近くに爆発物が投下された場合	1 建物倒壊等で危険な場合以外屋内に待機する。 2 屋外の場合、着弾方向又は空中破壊方向から遮蔽できる位置で体を丸くする。 3 煙、異臭を感じたら、口を覆う。風向きに対し垂直方向に逃げる。
	自爆による被害を受けた場合	直ちに避難・建物から離れる。 1 服装：帽子、ヘルメット等を着用(頭防護)肌を出さない。靴で行動 2 煙、異臭を感じたら、口を覆う。風向きに対し垂直方向に逃げる。 3 エレベーター使用禁止
	自爆被害地域周辺	指示により避難する。 1 指示がない限り屋内へ避難 2 服装等は、被害を受けた場合と同じ。

3 弾道ミサイル攻撃

(1) 様相

発射の兆候を事前に察知した場合でも、攻撃目標を特定することは極めて困難である。発射されれば短時間に着弾し、弾頭・信管の種類により被害様相及び対処の方法が異なる。

被害を最小限にするため、全国瞬時警報システム(Jアラート)等情報伝達体制と、着弾後の適切な行動が重要である。

(2) 村の対応

- ① 着弾ミサイルが発射された場合、緊急情報ネットワークシステム(エムネット)、全国瞬時警報システム(Jアラート)から防災行政無線により住民に連絡する。

弾道ミサイル発射から着弾までの間は短時間であり避難・退避要領を指示することは困難であり平時より住民に対し避難・退避要領の広報を行う。

- ② 村に弾道ミサイルが着弾(破片を含む)した場合、危機管理対策本部を設置するとともに着弾地及びその周辺地域の状況を確認し、必要に応じ立入禁止区域、立入制限区域、立入警戒区域等の警戒区域を設定する。
- ③ 村長は、着弾後、着弾地及びその周辺区域を確認する職員に、防護服、防護マスクを着用させる。
- ④ NBC攻撃を受けた場合の対処は村独自では困難であり、国、県、関係機関に依頼すべき事項を定め、県を通じ自衛隊の派遣を要請する。

(3) 住民の行動

弾道ミサイルが発射され、防災行政無線により全国瞬時警報システム（Jアラート）の通報があった場合の行動及び近くに着弾または空中破裂した場合には、「国民保護事案発生時の住民行動基準」により行う。

4 航空攻撃

(1) 様相

国籍不明機については、その兆候を早期に把握し対処が可能であるが、民間機等の自爆については、対応の時間的な余裕がなく攻撃目標を特定することは困難である。国籍不明機の攻撃の場合、弾道ミサイルの攻撃同様、弾頭の種類を考慮した対応が必要である。

(2) 村の対応

- ① 航空攻撃が予想される場合（国籍不明機の侵入、民間航空機の航路逸脱等）、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）、全国瞬時警報システム（Jアラート）から防災行政無線により住民に屋内への退避を連絡する。
- ② 村に爆発物が投下された場合、地对空ミサイルが着弾（破片を含む）した場合、危機管理対策本部を設置するとともに爆発物落下地点及びその周辺地域の状況を確認し、必要に応じ立入禁止区域、立入制限区域、立入警戒区域等の警戒区域を設定する。
- ③ 村長は、爆発物が投下された後、爆発物落下地点及びその周辺区域を確認する職員に、防護服、防護マスクを着用させる。
- ④ 爆発物にNBCが含まれる場合の対処は村独自では困難であり、国、県、関係機関に依頼すべき事項を定め、県を通じ自衛隊の派遣を要請する。

(3) 住民の行動

航空攻撃が予想され、防災行政無線により全国瞬時警報システム（Jアラート）の通報があった場合の行動及び近くに爆発物が落下、ミサイル攻撃による被害が発生した場合、航空機の自爆による被害が発生した場合の行動については、「国民保護事案発生時の住民行動基準」により行う。

第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

村は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、村地域防災計画(特殊災害対策編危険物等災害対策放射性物質災害対策)等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、またNBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

本村には、原子力災害対策特別措置法に規定する原子力事業者は存在しないが、本村の南側を走る東名高速道路を核燃料物資運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出されるおそれがある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原

子力災害に該当するため、村は次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び応急対策の公示等

- ① 村長は、放射線物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けた時又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ)若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、厚木市消防本部に連絡する。
- ② 村長は、内閣総理大臣が武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。
- ③ 村長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、厚木市消防本部に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(2) 住民の避難誘導

- ① 村長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合は、避難実施要領を策定する。策定に当たっては風向きを考慮し、被害発生の防止または軽減を図る。
- ② 村長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により直ちに避難が必要と判断した場合、住民に対し退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) モニタリングの実施

村によるモニタリングの実施については、状況に応じ、県に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 村は、国の現地対策本部長が主導的に運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に職員を派遣する等、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 村は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針、被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、必要な助言を受けて応急対策を実施する。

(5) 国への措置命令の要請等

村長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、村長は、必要に応じ、知事に対し、生活関連等施設に係る規定に基づき、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

村は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、県に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染の実施

村は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染の実施については、県に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 飲食物の接種制限等

村は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、県に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 職員の安全確保

村長は武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等における積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供する等応急対策を講ずる職員の安全確保に配慮する。

2 NBC 攻撃による災害への対処

村は、NBC 攻撃により汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針に基づき対応を行うこと基本とする。この際、対処現場における初動段階での応急措置を重視する。

(1) 応急措置の実施

村はNBC 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

また、村は保有する装備・資器材等により対応可能な範囲内で、原因物質の検知、被災者の救助活動を行う。この際、措置にあたる職員等（警戒区域設定後は、進入統制ラインを超えて措置にあたる職員等）は、防護服、防護マスクを着用する。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

村は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の処置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

村長は、NBC 攻撃が行われた場合（行われた可能性を含む）、村対策本部において、厚木市消防本部、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、村長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

- ① 村は、NBC 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

村は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。この際措置にあたる職員等に防護服、防塵マスクを着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ必要な措置を講ずる。

イ 生物剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる職員等の防護服、防護マスクを着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。この際、措置に当たる職員等にワクチン接種を行い所要の防護措置を講じた上で、感染症法の枠組みに従い患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源の特定を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

村は、措置に当たる職員等に防護服、防護マスクを着用させる等の安全を図るための措置を講じ

た上で、適宜検知を実施する。また、県は関係機関が行う汚染範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

- ② 村は、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため国、県と連携し、汚染され、又は汚染された疑いがある農作物の流通や摂取が行われないよう農業関係団体等に情報提供を行うとともに住民に呼びかける。
- ③ 村長は、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染され、又は汚染された疑いがある場合には、必要に応じ給水の制限等の措置を講ずる。

(5) 汚染拡大防止措置

村長は、知事より汚染の拡大を防止するための協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、厚木市消防本部、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置を講じる。

■汚染拡大防止措置

	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

村長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を追加する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人(上記表中の占有者、管理者等)に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。

ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体(上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所)
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 職員等の安全の確保

村長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員等の安全の確保に配慮する。

第4 応急措置等

村は、武力攻撃災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次のとおり定める。

1 退避の指示

[ゲリラ特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃]

(1) 逼避の指示

村長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて(又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し)、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

■ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、村長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

■ 退避の指示の例

- 「煤ヶ谷・宮ヶ瀬」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避してください。
- 「煤ヶ谷・宮ヶ瀬」地区の住民については、○○地区の△△(一時)避難場所へ退避してください。

■ 屋内退避の指示について

村長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 村は、退避の指示を行ったときは、村防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県に通知を行う。
退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う
- ② 村長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。
- ③ 村は、NBC 攻撃を受け退避させる場合は、退避させた住民の一時滞在場所等を設け、被害の拡大防止に努める。

(3) 安全の確保等

- ① 村長は、退避の指示を住民に伝達する村の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や村で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を提供するほか、厚木市消防本部、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 村の職員及び消防団員が退避の指示に係る地区において活動する際には、村長は、必要に応じて県警察、自衛隊及び海上保安部等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員等が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 村長は、退避の指示を行う村の職員等に対して、防護衣、防護マスクを携行させるとともに、ゲリラ、特殊部隊の攻撃に対する措置の際は、必ず特殊標章等を交付し、着用させる

2 警戒区域の設定

[ゲリラ特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃]

(1) 警戒区域の設定

村は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

■ 警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している村長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 村は、警戒区域の設定に際しては、村対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。
- ② 村は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。
- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、厚木市消防本部等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 村は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、

警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

村長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 村長の事前措置

村は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

村は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 村が行う措置

村は、厚木市消防本部による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 厚木市消防本部及び村消防団の活動

厚木市消防本部及び村消防団は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するとされており、村は厚木市消防本部と緊密な連携を図る。

この場合において、村消防団は、保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

村長は、村の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県又は他の市町長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

村長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、知事に対して、緊急消防援助隊等の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれないときは、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入体制の確立

村長は、消防に関する応援要請を行った場合及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関

する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

村長は、他の被災市町の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県との連絡体制を確保するとともに、消防団長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

村長は、厚木市消防本部とともに搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 村長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う職員等に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を村対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② 村長は、必要により現地に職員を派遣し、現地調整所において厚木市消防本部、県警察、海上保安部、自衛隊等の各機関との情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、村対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ③ 被災地以外の村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する職員等に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 村消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、厚木市消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 村長は、ゲリラ、特殊部隊に対する攻撃における現場で活動する消防団員に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第5 生活関連等施設における災害への対処等

村は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した村の対処に関して、次のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

村は、村対策本部を設置した場合においては、村内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 厚木市消防本部・村消防団による支援

厚木市消防本部・村消防団は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 村が管理する施設の安全の確保

村は、村が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、村は、必要に応じ、県警察、海上保安部、厚木市消防本部等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の村が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

村は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力工芸災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難純民の移送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と村対策本部で所要の調整を行う。

第 8 章 被害情報の収集及び報告

村は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、次のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 村は、電話、村防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 村は、情報収集に当たっては、厚木市消防本部、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防団は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 村は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 村は、第一報を報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、村長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

村は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、次のとおり定める。

1 保健衛生の確保

村は、着上陸侵略のおそれがあり村外へ避難した場合、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

村は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

村は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置、避難住民の密状態の回避等を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

村は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

村は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、住民に対して情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

村は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

- ① 村は、地域防災計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 村は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足されると予想される場合については、県に対して他の市町との対応等に係る要請を行う。
- ③ 放射性物質に汚染された廃棄物の処理については、国の定める方法で実施する。

(2) 廃棄物処理の特例

- ① 村が環境大臣の指定する特例地域に指定された場合、県と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

第 10 章 国民生活の安定に関する措置

村は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施する。
- (2) 生活関連物資等の需要・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用し、必要な情報共有に努めるとともに、住民への情報提供や相談窓口を設置する。

2 避難住民等の生活安定等

- (1) 被災児童生徒等に対する教育
村教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。
- (2) 公的徴収金の減免等
村は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、村税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延長並びに村税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。
- (3) 就労状況の把握と雇用の確保
村は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用の維持及び確保等に努める。
- (4) 生活再建資金の融資等
村は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設する。

3 生活基盤等の確保

- (1) 水の安定的な供給
水道事業者として村は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- (2) 公共的施設の適切な管理
道路等の管理者として村は、当該公共的施設を適切に管理する。

第 11 章 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理

村は、武力攻撃事態等があった場合の対応に当たり、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等を交付及び管理する場合があるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、次のとおり定める。

1 赤十字標章及び特殊標章等の意義

赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。(武力攻撃目標の対象外となる。)

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

① 標章

第一追加議定書第 8 条(1)に規定される特殊標章(白地に赤十字)

② 信号

第一追加議定書第 8 条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

③ 身分証明書

第一追加議定書第 18 条 3 に規定される身分証明書

④ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

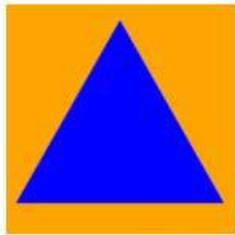
第一追加議定書第 66 条 3 に規定される交際的な特殊標章(オレンジ色地に青の正三角形)

イ 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等



(オレンジ色地に
青の正三角形)

表面

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血型型/Blood type _____		

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp _____	所持者の署名/Signature of holder _____	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(身分証明書のひな型)

3 赤十字標章等の交付及び管理

(1) 知事は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制担当)通知)に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、次の医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

- ① 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者
- ② 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者(上記に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)

(2) 知事は、次の医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、あらかじめ定めた基準に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

- ① 医療機関である指定地方公共機関
- ② 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者

4 特殊標章等の交付及び管理

村長及び厚木市消防本部消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ次に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 村長

- ① 村の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防団長及び消防団員
- ③ 村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ④ 村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 厚木市消防本部消防長

- ① 厚木市消防本部の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者

5 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

村は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 村が管理する施設及び設備の緊急点検等

村は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、これらの被害状況を把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

村は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

村は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、村が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 村は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民等の移送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

村は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急の復旧に引き続き、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、次のとおり定める。

1 国における法制整備等を踏まえた復旧の実施

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、村は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

2 村が管理する施設及び設備の復旧

村は、武力攻撃災害により村の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

村が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担する。国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、次のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

村は、国民保護措置の実施に要した費用で村が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

村は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

村は、国民保護法に基づく次の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ① 特定物資の収用及び保管命令
- ② 土地、家屋又は物資の使用
- ③ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用
- ④ 車両その他の物件の破損

(2) 損害補償

村は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力した者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ① 住民の避難誘導への協力
- ② 救援への協力
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者等への協力
- ④ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

村は、県の対策本部長が総合調整を行い、避難住民の誘導若しくは避難住民の復帰のための措置に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、村の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁

村は、国民保護措置等の実施において、他の市町村長の応援を受けた際は、当該応援に要した費用を支弁

する。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした市町村長に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

村国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、「第1編第5章2 緊急対処事態」に掲げるとおりである。

村は、緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、村は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

清川村国民保護計画
(資料編)

目 次

1	条例	
1-1	清川村国民保護協議会条例	1
1-2	清川村国民保護対策本部及び清川村緊急対処事態 対策本部条例	2
2	関係機関	
2-1	清川村	4
2-2	神奈川県	5
2-3	指定行政機関	7
2-4	指定地方行政機関・自衛隊	8
2-5	国の機関	10
2-6	指定公共機関	11
2-7	指定地方公共機関	14
2-8	市町村	15
2-9	消防本部	17
2-10	その他関係機関	18
3	救援に関する資料	
3-1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置 に関する法律による救援の程度及び方法の基準	19
3-2	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並び に安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な 事項を定める省令	25
4	その他	
3-1	清川村防災施設一覧表	32
3-2	清川村防災施設マップ	33

1 条例

清川村国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、清川村国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、17 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。

清川村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 30 日条例第 6 号

(目的)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、清川村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、村職員のうちから、村長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定に基づき、国の職員その他村の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、清川村緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 關係機關

〒2430-0195 清川村煤ヶ谷 2 2 1 6

TEL 046-288-1211 (代表)

1 各部課等

課 等 名	電話番号(直通)
総務課	046-288-1212
政策推進課	046-288-1213
税務住民課	046-288-3849
子育て健康福祉課	046-288-3861
環境上下水道課	046-288-3862
村づくり観光課	046-288-3864
建設農林課	046-281-9436
学校教育課	046-288-1215
生涯学習課	046-288-3733
議 会	046-288-1576

2 出先機関等

名 称	所在地	電話番号	担当課
保健福祉センター「やまびこ館」	清川村煤ヶ谷 2218	046-288-3861	子育て健康福祉課
クリーンセンター	清川村宮ヶ瀬 464-9	046-288-2348	税務住民課
ふれあいセンター「別所の湯」	清川村煤ヶ谷 1619	046-288-3900	村づくり観光課
給食センター	清川村煤ヶ谷 2132-1	046-288-2760	教育委員会

神奈川県

1 くらし安全防災局

室課名	班名	電話番号 FAX 番号	防災行政 通信網	所在地
総務室	総務経理グループ	045-210-3414 045-210-8829		〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
	企画調整グループ	045-210-3418 045-210-8829		
	情報通信グループ	045-210-3441 045-210-8829	3422 3423	
危機管理防災課	調整グループ	045-210-3425 045-210-8829	3425 3579	
	応急対策グループ	045-210-3430 045-210-8829	3427 3580	
	訓練指導グループ	045-210-3433 045-210-8829	3428 3581	
	計画グループ	045-210-5945 045-210-8829	3426 3582	
消防保安課	企画グループ	045-210-3444 045-210-8829	3429 3583	
	消防グループ	045-210-3436 045-210-8829	3430 3584	
	LP ガス・火薬・電気グループ	045-210-3484 045-210-8830		
	高圧ガス・コンビナートグループ	045-210-3489 045-210-8830		
くらし安全交通課	企画グループ	045-210-3552 045-210-8953	3431 3585	
	推進グループ	045-210-3521 045-210-8953		
	横浜駐在事務所	045-312-1121 (内線 3431) 045-311-4755		
消費生活課	企画グループ	045-312-1121 (2621~2、2643, 2653)		
	消費者教育推進グループ	045-312-1121 (2610、2640~2)		神奈川県民センター 6 階
	指導グループ	045-312-1121 (2630~3)		
	相談第一グループ	045-312-1121 (2650~2)		
	相談第二グループ	045-312-1121 (2660~2)		
当直		045-201-6409	3400 3401 3501 3502	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

2 各部局等

部局等名	グループ	電話番号 FAX 番号	防災行政 通信網	所在地
政策局	総務室 総務グループ	045-210-3018 045-210-8817	2402	
総務局	総務室 総務グループ	045-210-2125 045-210-8816	2404	
福祉子どもみらい局	総務室 総務グループ	045-210-3615 045-210-8831	2411	
環境農政局	総務室 総務グループ	045-210-4021 045-210-8844	2416	
健康医療局	総務室 総務グループ	045-210-4618 045-210-8863	2420	
	医療危機対策本部室	感染症対策連携グループ	045-210-4791 045-633-3770	
		災害医療グループ	045-210-4634 045-633-3770	2421
	県立病院課	調整グループ	045-210-5043 045-285-9002	2422
産業労働局	総務室 総務グループ	045-210-5515 045-210-8867	2426	
県土整備局	総務室 総務グループ	045-210-6015 045-210-8878	2429	〒231-8588
会計局	会計課 総務グループ	045-210-6714 045-210-8895	2442	横浜市中区日本大通 1
企業局	総務室 総務危機管理グループ	045-285-0755 045-210-8900	2443	
議会局	総務課 総務グループ	045-210-7524 045-210-8907	2450	
教育局	総務室 総務グループ	045-210-8020 045-210-8920	2451	
人事委員会事務局	総務課 総務グループ	045-651-3243 045-651-3239		〒231-0023 横浜市中区山下町 32
監査事務局	総務課 総務グループ	045-285-5077 045-285-5085		〒231-8403 横浜市中区日本大通 1
労働委員会事務局	審査調整課 総務グループ	045-633-5448 045-633-5450		〒231-8403 横浜市中区寿町 1-4
警察本部	危機管理対策課	045-211-1212 (内) 5775~6045- 212-0796	2655	〒231-8403 横浜市中区海岸通 2-4

3 地域県政総合センター等

センター名	部課名	電話番号 F AX 番号	防災行 政通信網	所在地
総合防災センター	防災企画課	046-227-0001 046-227-0027	3643	〒243-0026 厚木市下津古久 280
横須賀三浦地域県政総合センター	総務部 県民・防災課	046-823-0210 046-824-2459	4176 4191	〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19
県央地域県政総合センター	総務部 県民・防災課	046-224-1111 046-225-1743	3106 3191	〒243-0004 厚木市水引 2-3-1
湘南地域県政総合センター	総務部 県民・防災課	0463-22-2711 0463-23-0599	5176 5191	〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1
県西地域県政総合センター (小田原合同庁舎)	総務部防災課	0465-32-8000 0465-83-8111	3615 3616	〒250-0042 小田原市荻窪 350-1
県西地域県政総合センター (足柄上合同庁舎)	総務部 足柄上県民・防災課	0465-83-5111	2601 3616	〒258-0021 足柄上郡開成町古田島 2489-2

4 その他県関係機関

名 称	所在地	電話番号
神奈川県厚木土木事務所	厚木市田村町 2-28	046-223-1711
神奈川県厚木保健福祉事務所	厚木市水引 2-3-1	046-224-1111

5 警察

名 称	所在地	電話番号
神奈川県厚木警察署	厚木市水引 2-3-1	046-223-0110
神奈川県厚木警察署煤ヶ谷駐在所	清川村煤ヶ谷 2217-3	046-288-1252
神奈川県厚木警察署宮ヶ瀬駐在所	清川村宮ヶ瀬 979-18	046-288-1100

指定行政機関

機関名	室課名	所在地
内閣府	政策統括官付参事官	〒110-8914 千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会		〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備運用部警備第三課	〒100-8974 千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総合政策局総務課	〒330-8967 千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁		〒100-8958 千代田区霞が関 3-1-1
デジタル庁		〒102-0094 千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町
総務省	大臣官房総務課	〒100-8926 千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	防災課	〒100-8927 千代田区霞が関 2-1-2
	国民保護室・国民保護運用室	
法務省	大臣官房秘書課広報室	〒100-8977 千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課	〒100-8919 千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課	〒100-8940 千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	〒100-8978 千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）	〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁		〒100-8959 千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	文化資源活用課	〒602-8959 京都府京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町 85-4
厚生労働省	大臣官房 健康危機管理・災害対策室	〒100-8916 千代田区霞が関 1-2-2
	医政局地域医療計画課	
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	〒100-8950 千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	〒100-8901 千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	長官官房総務課	〒100-8931 千代田区霞が関 1-3-1 .-
中小企業庁	事業環境部企画課	〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理官	〒100-8918 千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	〒305-0811 茨城県つくば市北郷 1
気象庁	総務部総務課	〒100-8431 港区虎ノ門 3-6-9
海上保安庁	総務部危機管理官	〒100-8976 千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	〒100-8975 千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制委員会	長官官房総務課	〒106-8450 港区六本木 1-9-9

防衛省	統合幕僚監部参事官付	〒106-8450 新宿区谷本村町 5-1
	防衛政策局運用政策課	

指定地方行政機関・自衛隊

機関名	室課名	所在地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
南関東防衛局	総務部総務課	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
関東総合通信局	防災対策推進室	〒100-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1
関東財務局	横浜財務事務所総務課	〒231-8412 横浜市中区北仲通 5-57
横浜税関	総務部総務課	〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1
関東信越厚生局	総務課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
神奈川労働局	総務部総務課	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
関東農政局	神奈川県拠点	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
関東森林管理局	総務企画部総務課	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東地方整備局	統括防災グループ	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5 - 57
東京航空局	総務部安全企画・保安対策課	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15
東京航空交通管制部	保安部管制課	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 1-12
横浜地方气象台	防災管理官防災業務係	〒231-0862 横浜市中区山手 99
第三管区海上保安本部	総務部総務課	〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57
陸上自衛隊東部方面総監部	防衛部	〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊横須賀地方総監部	防衛部	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地

機関名	室課名	所在地
航空自衛隊中部航空方面隊司令部	防衛部運用課運用 2 班	〒350-1394 狹山市稲荷山 2-3
自衛隊神奈川地方協力本部	総務課	〒240-0062 横浜市中区山下町 253-2

国の機関

名 称	所在地
国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム 管理事務所	相模原市緑区青山字南山 2145-50
陸上自衛隊座間駐屯地第 4 施設群	座間市陸上自衛隊座間駐屯地

指定公共機関

機関名	室課名	所在地
日本赤十字社	神奈川県支部事業部救護課	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7
独立行政法人国立病院機構	本部総務部広報文書課	〒152-8621 東京都目黒区東が丘 2-5-21
東日本高速道路株式会社	関東支社管理事業部事業統括 チーム	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
首都高速道路株式会社	保全・交通部防災対策グループ	〒100-8930 東京都千代田区霞が関 1-4-1
中日本高速道路株式会社	東京支社管理事業部事業統括	〒105-6011 東京都港区虎ノ門 4-3-1
東京電力パワーグリッド株式会社	神奈川総支社	〒220-0011 横浜市西区高島 2-7-1
電源開発株式会社	総務部総務・社務室 (危機管理・防災)	〒104-0061 東京都中央区銀座 6-15-1
東京ガス株式会社	神奈川支社	〒231-0047 横浜市中区羽衣町 1-2-1
小田急バス株式会社	運輸部運行管理課	〒182-8567 東京都調布市仙川町 2-19-5
神奈川中央交通株式会社	運輸部運転課	〒254-0811 平塚市八重咲町 6-18
京浜急行バス株式会社	総務部総務担当	〒220-8625 横浜市西区高島 1-2-8
東急バス株式会社	総務部総務課	〒153-8518 東京都目黒区東山 3-8-1
東都観光バス株式会社	相模営業所	〒228-0002 座間市小松原 1-23-27
日本貨物鉄道株式会社	関東支社総務部	〒151-0051 東京都千代田区千駄ヶ谷 5-33-8
東海旅客鉄道株式会社		〒450-6101 名古屋市中村区名駅 1-1-4
東日本旅客鉄道株式会社	横浜支社総務部総務課	〒220-0023 横浜市西区平沼 1-40-26
小田急電鉄株式会社	安全・技術部	〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町 2-2
京王電鉄株式会社	鉄道事業本部管理担当	〒220-8625 横浜市西区高島 1-2-8
京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全対策担当	〒108-8625 東京都港区高輪 2-20-20

機関名	室課名	所在地
相模鉄道株式会社	鉄道カンパニー計画部安全対策担当	〒220-0004 横浜市西区北幸 2-9-14
東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部事業統括部総括課	〒150-8533 東京都渋谷区神泉 8-16
井本商運株式会社	営業部	〒650-0035 兵庫県神戸市中央区浪花町 59
近海郵船物流株式会社	総務部総務課	〒105-0012 東京都港区芝大門 1-9-9
佐川急便株式会社	労務運行管理部	〒136-0075 京都府京都市南区上鳥羽角田町 68
西濃運輸株式会社	営業企画管理室	〒503-0853 岐阜県大垣市田口町 1
日本通運株式会社	横浜支店総務	〒231-8404 横浜市中区尾上町 5-78
福山通運株式会社	東京支店総務課	〒135-0044 東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸株式会社	社会貢献部安全環境課	〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10
東日本電信電話株式会社	神奈川支店設備部災害対策室	〒231-0035 横浜市中区山下町 198 町丁横浜ビル 3F
KDDI 株式会社	運用本部運用管理部	〒102-8460 東京都千代田区飯田橋 3-10-10
株式会社 NTT ドコモ	ネットワーク部	〒100-6150 東京都千代田区永田町 2-11-1
ソフトバンク株式会社		〒105-7529 東京都港区海岸 1-7-1
楽天モバイル株式会社		〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-14-1
日本放送協会	横浜放送局放送部	〒231-8324 横浜市中区山下町 281
株式会社テレビ朝日	報道企画部	〒106-8001 東京都港区六本木 6-9-1
株式会社テレビ東京ホールディングス	総務局総務局	〒106-8007 東京都港区六本木 3-2-1
株式会社 TBS テレビ	総務部総務課	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
株式会社フジテレビジョン	報道局社会部	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網株式会社	報道局ニュース制作部	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1

機関名	室課名	所在地
株式会社日経ラジオ社	編成局	〒105-8565 東京都港区虎ノ門 1-2-8
株式会社ニッポン放送	編成局報道部	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3
株式会社 TBS ラジオ	経営企画室	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
株式会社文化放送	編成局報道制作部	〒160-8002 東京都新宿区浜松町 1-31
日本銀行	横浜支店総務課	〒231-8710 横浜市中区日本大通 20-1
日本郵政公社	横浜中央郵便局総務課	〒220-8799 横浜市西区高島 2-14-2

指定地方公共機関

機関名	室課名	所在地
公益社団法人神奈川県医師会	地域保健課	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
公益社団法人神奈川県歯科医師会	事務局事業課	〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68
公益社団法人神奈川県薬剤師会	管理課	〒235-0007 横浜市磯子区西町 14-11
公益社団法人神奈川県看護協会	総務課	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
神奈川県道路公社	技術部技術課	〒235-0023 横浜市中区山下町 1
厚木瓦斯株式会社	供給部供給課	〒243-0014 厚木市旭町 4-15-33
小田原瓦斯株式会社	供給部供給管理課	〒250-0001 小田原市扇町 1-30-13
秦野瓦斯株式会社	供給部	〒257-0033 秦野市室町 2-11
湯河原瓦斯株式会社	企画課	〒259-0303 湯河原町土肥 1-13-11
一般社団法人神奈川県バス協会		〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1
伊豆箱根鉄道株式会社	総務部総務課	〒411-8533 静岡県三島市大場 300
江ノ島電鉄株式会社	総務部総務課	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸 1-8-16
湘南モノレール株式会社	総務部総務課	〒248-0022 鎌倉市常盤 18
箱根登山鉄道株式会社	鉄道部	〒250-0045 小田原市城山 1-15-1
横浜高速鉄道株式会社	経営管理部庶務課	〒231-0861 横浜市中区元町 1-11
株式会社横浜シーサイドライン	総務課	〒236-0003 横浜市金沢区幸浦 2-1-1
一般社団法人神奈川県トラック協会	業務部	〒222-8510 横浜市港北区新横浜 2-11-1
株式会社アール・エフ・ラジオ日本	総務部総務課	〒231-8611 横浜市中区長者町 5-85
株式会社テレビ神奈川	報道部	〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23
横浜エフエム放送株式会社	メディア本部情報統括部	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい 2-2-1

市町村

市町村名	室課名	電話番号 FAX 番号	防災行政 通信網	所在地
横浜市	政策局危機管理課	045-671-3456 045-663-3382	3010	〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
川崎市	総務局危機管理室	044-200-2850 044-200-3972	3022	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1
横須賀市	市長室危機管理課	046-822-8410 046-827-3151	3040	〒238-8550 横須賀市小川町 11
平塚市	市長室危機管理課	0463-21-9734 0463-21-9607	3050	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1
鎌倉市	市民防災部総合防災課	0467-23-3000 (内)2627 0467-23-3373	3060	〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10
藤沢市	防災安全部危機管理課	0466-22-0700 0466-50-8401	3070	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1
小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1855 0465-33-1858	3082	〒250-8555 小田原市荻窪 300
茅ヶ崎市	くらし安心部防災対策課	0467-82-1111 (内)3281 0467-82-1540	3090	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
逗子市	経営企画部防災安全課	046-873-1111 (内)331 046-873-4520	3100	〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16
相模原市	危機管理局危機管理課	042-769-8208 042-769-8326	3033	〒229-8611 相模原市中央 2-11-15
三浦市	防災危機対策室	046-882-1111 046-882-1161	3110	〒238-0298 三浦市城山町 1-1
秦野市	くらし安心部防災課	0463-82-5111 (内)2375~7 0463-82-6793	3122	〒257-8501 秦野市曾屋 757 番地
厚木市	企画部危機管理課	046-225-2197 046-223-0173	3132	〒243-8511 厚木市中町 3-17-17
大和市	市長室危機管理課	046-260-5777 046-261-4592	3140	〒242-8601 大和市下鶴間 1-1-1
伊勢原市	企画部危機管理課	0463-95-2119 (内)243 0463-91-4325	3150	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 3-32-20
海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790 046-233-9118	3160	〒243-0492 海老名市勝瀬 175-1
座間市	くらし安全部危機管理課	046-252-7395 046-252-7773	3172	〒228-8566 座間市緑ヶ丘 1-1-1
南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055 0465-72-1328	3182 3183	〒250-0192 南足柄市関本 440
綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641 0467-70-5701	3192	〒252-1192 綾瀬市早川 550
葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111 046-876-1717	3202	〒240-0112 葉山町堀内 2135
寒川町	町民部町民安全課	0467-74-1111 0467-74-9141	3212	〒253-0196 寒川町宮山 165
大磯町	政策総務部危機管理課	0463-61-4100 0463-61-1991	3222	〒255-8555 大磯町東小磯 183
二宮町	政策総務部防災安全課	0463-71-3311 0463-73-0134	3232	〒259-0196 二宮町二宮 961

市町村名	室課名	電話番号 FAX 番号	防災行政 通信網	所在地
中井町	民生部防災環境課	0465-81-1115 0465-81-4676	3242	〒259-0197 中井町比奈窪 56
大井町	地域防災課	0465-85-5002 0465-82-9965	3252	〒258-8501 大井町金子 1995
松田町	安全防災担当室	0465-83-1221 0465-83-1229	3260 3262	〒258-8585 松田町松田惣領 2037
山北町	地域防災課	0465-75-3643 0465-76-4564	3272	〒258-0195 山北町山北 1301-4
開成町	防災安全課	0465-84-0314 0465-82-5234	3283	〒258-8502 開成町延沢 773
箱根町	総務部総務防災課	0460-5-9562 0460-5-7577	3290	〒250-0398 箱根町湯本 256
真鶴町	総務防災課	0465-68-1131 (内) 341 0465-68-5119	3302	〒259-0202 真鶴町岩 244-1
湯河原町	地域政策課	0465-63-2111 (内) 270~272 0465-62-1991	3312	〒259-0392 湯河原町中央 2-2-1
愛川町	危機管理室	046-285-3131 046-285-4091	3320	〒243-0301 愛川町角田 286-1

消防本部

名称	電話番号 FAX 番号	防災行政 通信網	所在地
横浜市安全管理局	045-334-6751 045-331-5221	2741 2740	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
川崎市消防局	044-223-1199 044-223-2619	3023	〒210-8565 川崎市川崎区南町 20-7
横須賀市消防局	046-822-0119 046-823-3920	3041	〒238-8550 横須賀市小川町 11
平塚市消防本部	0463-21-3240 0463-24-0119	3051	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1
鎌倉市消防本部	0467-25-7550 0467-24-1150	3061	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜 4-1-10
藤沢市消防局	0466-22-8182 0466-22-8184	3071	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1
小田原市消防本部	0465-49-4410 0465-49-2591	3083	〒256-0813 小田原市前川 183-18
茅ヶ崎市消防本部	0467-85-4591 0467-85-1112	3091	〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 1280-3
逗子市消防本部	046-871-0119 046-872-4330	3346	〒249-0005 逗子市桜山 2-3-31
相模原市消防本部	042-751-9111 042-751-9112	3034	〒229-0039 相模原市中央 2-2-15
三浦市消防本部	046-882-0119 046-881-0846	4676 4670	〒238-0236 三浦市栄町 24-7
秦野市消防本部	0463-81-0119 0463-83-0022	3123	〒257-0031 秦野市曾屋 757
厚木市消防本部	046-221-2331 046-223-8251	3133	〒243-0003 厚木市寿町 3-4-10
大和市消防本部	046-261-1119 046-262-0119	3141	〒242-0018 大和市深見西 4-4-6
伊勢原市消防本部	0463-95-2119 0463-91-4325	3151 3152	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 3-32-20
海老名市消防本部	046-231-0355 046-234-7541	3162 3163	〒243-0411 海老名市大谷 816
座間市消防本部	046-256-2211 046-256-2215	3173 3174	〒228-0021 座間市緑ヶ丘 6-1-15
綾瀬市消防本部	0467-76-0119 0467-77-9200	3193 3194	〒252-1103 綾瀬市深谷 3850-2
葉山町消防本部	046-876-0119 046-876-1263	3203	〒240-0112 葉山町堀内 2050
寒川町消防本部	0467-75-8000 0467-75-8080	5708 5710	〒253-0106 寒川町宮山 396
大磯町消防本部	0463-61-0911 0463-61-7412	3223	〒255-0003 大磯町大磯 1075
二宮町消防本部	0463-72-0015 0463-72-0117	3233	〒259-0131 二宮町中里 711-1
箱根町消防本部	0460-2-4511 0460-7-0911	3291	〒250-0404 箱根町宮ノ下 467-1
湯河原町消防本部	0465-63-5121 0465-63-7666	3313	〒259-0303 湯河原町土肥 1-5-22
愛川町消防本部	046-285-3131 046-285-4091	3321	〒243-0301 愛川町角田 286-1
足柄消防組合消防本部	0465-84-0119 0465-82-7330	6721 6720	〒250-0106 南足柄市怒田 40-1

その他関係機関

名 称	所在地
東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社	平塚市追分 1-4
東日本電信電話株式会社神奈川事業部	横浜市中区山下町 198
神奈川中央交通株式会社厚木営業所	厚木市及川 2-2-1
煤ヶ谷郵便局	清川村煤ヶ谷 1714-4
厚木市農業協同組合清川支所	清川村煤ヶ谷 2220-5

3 救援に関する資料

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による
救援の程度及び方法の基準

平成十六年厚生労働省告示第三百四十三号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。

3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

二 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百三十四万二千円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集會等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置の

ため支出できる費用は、別に定めるところによること。

へ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第一百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百三十八万五千円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

二 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げ

る額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人を増すごとに加算する額
夏季	一万七千二百円	二万二千百円	三万二千六百円	三万九千円	四万九千五百円	七千二百円
冬季	二万八千四百円	三万六千七百円	五万二千二百円	六万百円	七万五千四百円	一万三百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。))がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

二 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産

師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人十九万九千円以内、小人十五万九千二百円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十万円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(盲学校、聾学校及び養護学校(以下「特殊教育諸学校」という。))の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。))、特殊教育諸学校の高等部、

高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百二十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用するものを給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千四百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 四千八百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

二 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千三百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又

はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千円以内とすること。
(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
 - イ 飲料水の供給
 - ロ 医療の提供及び助産
 - ハ 被災者の捜索及び救出
 - ニ 死体の捜索及び処理
 - ホ 救済用物資の整理配分
- 二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

平成十七年総務省令第四十四号

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第二条 法第九十五条第一項(法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項(法第百八十二条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために 総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要情報	
⑫親族-同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合○を囲んで下さい。	回答を希望しない、
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の教授(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第 2 号(第 1 条関係)

安 否 情 報 収 集 様 式 (死 亡 住 民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏 名	
②フ リ ガ ナ	
③出 生 の 年 月 日	年 月 日
④男 女 の 別	男 女
⑤住 所 (郵 便 番 号 を 含 む 。)	
⑥国 籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者知人以外の者からの照会に対する 回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注 1) 本収集は、国民保護法第 94 条第 1 項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第 95 条第 1 項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に個人に業務委託する場合があります。

(注 2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注 3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注 4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注 5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日	
殿	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。	
避難住民に該当するか否かの別	
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別	
被 照 ム 者	氏 名
	フリガナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
	現 在 の 居 所
	負傷又は疾病の状況
	連絡先その他必要情報

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 その他

清川村防災施設一覧表

①防災拠点施設

(災害時に対策本部等を設置する施設(災害時の総括拠点))

No.	施設名	所在地	電話番号
1	清川村役場	煤ヶ谷 2216	288-1211
2	県立やまなみセンター	宮ヶ瀬 940-4	288-3600

②指定緊急避難場所

(大規模地震時に周辺地区から避難者を収容し、地震後発生する火災等から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	緑小学校	煤ヶ谷 2076	288-1003
2	緑中学校	煤ヶ谷 1933	288-1241
3	宮ヶ瀬小・中学校	宮ヶ瀬 954-1	288-1343

③指定避難所

(災害時に被災した住民や避難した住民を収容するための施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	緑小学校	煤ヶ谷 2076	288-1003
2	緑中学校	煤ヶ谷 1933	288-1241
3	宮ヶ瀬小学校	宮ヶ瀬 954-1	288-1343
4	宮ヶ瀬中学校	宮ヶ瀬 954-1	288-1354
5	生涯学習センターせせらぎ館	煤ヶ谷 2216	288-3895
6	保健福祉センターやまびこ館	煤ヶ谷 2216	288-3861

④福祉避難所

(災害時に高齢者・障害者等の災害弱者を収容するための施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	保健福祉センターひまわり館	煤ヶ谷 2216	287-2011
2	あおぞら保育園	煤ヶ谷 2140-10	281-7350

⑤観光客避難施設

(災害時に観光客等滞留者を収容するための施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	ふれあいセンター「別所の湯」	煤ヶ谷 1619	288-3900

⑥医療活動拠点

(災害時に医療活動を行う施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	保健センター	煤ヶ谷 2218	288-1211
2	県立煤ヶ谷診療所	煤ヶ谷 1706	288-1352
3	村立宮ヶ瀬診療所	宮ヶ瀬 971-53	288-1291

⑦ボランティア支援施設

(災害時にボランティアが活動し宿泊する施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	厚木市農業協同組合清川支所	煤ヶ谷 2220-5	288-1336

⑧遺体収容等施設

(災害時に発生した遺体を収容、検視、安置する施設)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	緑中学校体育館	煤ヶ谷 1933	288-1241
2	舟沢自治会館	煤ヶ谷 33-甲	288-1752
3	金翅自治会館	煤ヶ谷 1104-54	288-1243
4	八幡自治会館	煤ヶ谷 1785-1	288-2616
5	中根自治会館	煤ヶ谷 1985	288-1804
6	柿坂自治会館	煤ヶ谷 2938-1	-

⑨応急仮設住宅建設予定地

(災害により住む家をなくされた方の仮設住宅を建設する場所)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	運動公園野球場	煤ヶ谷 1518-2	288-2548
2	宮ヶ瀬地区防災拠点用地	宮ヶ瀬 956-5	-

⑩災害廃棄物集積場所

(災害で発生した廃棄物を一時置いておく場所)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	運動公園子ども広場	煤ヶ谷 1518-2	288-2548
2	宮ヶ瀬宮の平地区駐車場	宮ヶ瀬宮の平地区	-

⑪ヘリコプター臨時離発着場

(災害時に空から物資等を搬送するためのヘリコプターの離発着場所)

No.	施設名	所在地	電話番号
1	緑中学校校庭	煤ヶ谷 1933	288-1241
2	宮ヶ瀬小・中学校校庭	宮ヶ瀬 954-1	288-1343
3	消防訓練場	煤ヶ谷 545-2	-

清川村防災施設マップ

